

号外第4 (令和6年3月29日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[条例]**

△	横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局総務課】	3
---	---------------------------	---

**[規則]**

△	横浜市予算規則【財政局財政課】	4
△	横浜市会計規則【会計室会計管理課】	10
△	横浜市物品規則【会計室会計管理課】	32
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則【総務局人事課】	38
△	市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事課】	93
△	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	97
△	横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	101
△	横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	102
△	横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則【財政局徴収対策課】	103
△	横浜市の債権の管理等に関する規則の一部を改正する規則【財政局徴収対策課】	105
△	横浜市契約規則の一部を改正する規則【財政局契約第一課】	106
△	横浜市公有財産規則の一部を改正する規則【財政局ファシリティマネジメント推進課】	108
△	区長委任規則の一部を改正する規則【市民局区連絡調整課】	110
△	横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則【経済局企業誘致・立地課】	111
△	横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育認定課】	117
△	横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局障害児福祉保健課】	120
△	横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	121
△	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局精神保健福祉課】	126
△	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則【環境創造局経理経営課】	133
△	横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局管路保全課】	135
△	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則【資源循環局事業系廃棄物対策課】	136
△	横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	139
△	手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	141
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則【会計室会計管理課】	142
△	横浜市公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則【会計室会計管理課】	143

**[達]**

△ 横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事課】	144
【その他】	
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	151
△ 区役所係事務分担の一部改正【総務局人事課】	161
△ 横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【総務局人事課】	162
△ 温暖化対策統括本部の担当部長及び担当課長の専決権についての廃止【温暖化対策統括本部調整課】	164

---

条 例

---

横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 条 例 第 26 号

横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 水 道 条 例 （ 昭 和 33 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 12 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 9 条 第 1 項 及 び 第 38 条 第 2 項 た だ し 書 中 「 厚 生 労 働 省 令 」 を 「 国 土 交 通 省 令 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

## 規則

---

横浜市予算規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第25号

横浜市予算規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 予算の編成（第4条—第10条）

第3章 予算の執行（第11条—第24条）

第4章 雑則（第25条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 予算の編成及び執行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 局 横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）

第1条に掲げる統括本部及び局、会計室、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。

(2) 局長 前号の局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をいう。

（経理主任の設置及び職務）

第3条 局、区役所及び福祉保健センターに経理主任1人を置き、所属職員の中から局長、区長及び福祉保健センター長が命ずる。

2 経理主任は、予算の差引及び経理事務を担当する。

3 局長、区長及び福祉保健センター長は、特に必要があると認めるときは、局、区役所及び福祉保健センターに2人以上の経理主任を置くことができる。

第2章 予算の編成

（予算編成方針）

第4条 財政局長は、市長の定める翌年度予算の編成方針に、翌年度予算の調製に必要な資料を添えて、局長に通知しなければならない。

（予算科目）

第5条 歳入歳出予算の款、項及び目並びに歳入予算の節の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 歳出予算の節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分の表のとおりとする。

3 特別会計に係る歳入歳出予算の款、項、目及び節の区分については、一般会計に準ずるものとする。

（予算原案）

第6条 局長は、第4条の予算編成方針に基づき、その主管に属する事務に係る予算原案を作成し、財政局長の指定する日までに財政局長に送付しなければならない。

（予算原案に係る区長の協議）

第7条 区長は、予算原案の作成に必要な資料を作成し、関係局長に送付しなければならない。

2 区長は、前項の規定による資料の作成又は送付を行うに当たって必要があると認める場合は、関係局長と協議を行うものとする。

3 第1項の規定は、区長の主管に属する事務に係る予算の補正について準用する。

（市長査定）

第8条 財政局長は、予算原案及び関係書類の送付を受けたときは、次に掲げる事項について必要な調整を行い、予算調整案を作成し、市長の査定を受けなければならない。

(1) 収入と支出との間の実質的な均衡

(2) 中期的な財政見通し

(3) 起債計画

(4) 主要事業その他の必要な事項

（予算案の通知）

第9条 財政局長は、前条の査定が完了したときは、直ちに、局長に対し、予算案の当該局長の主管に属する事務に係る部分を通知しなければならない。

（補正予算及び暫定予算）

第10条 補正予算及び暫定予算に関しては、この章の規定を準用する。

### 第3章 予算の執行

（予算執行方針）

第11条 財政局長は、毎年度、予算執行方針を定め、局長及び区長に通知しなければならない。

2 財政局長は、歳入又は歳出に大幅な変動が見込まれる場合は、前項の予算執行方針を変更しなければならない。

3 局長及び区長は、予算執行方針及び各事業の事業計画に基づき

、効率的な執行に努めなければならない。

(収支見込額の通知)

第12条 局長は、財政局長が定める方法により、その主管する予算の執行に係る収支見込額を財政局長に通知しなければならない。

(歳出予算の配当及び再配当)

第13条 歳出予算は、配当又は再配当がなければ執行することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合であつて、市長が承認したときは、この限りでない。

(配当及び再配当の手続)

第14条 財政局長は、歳入歳出予算の議決を経たときは、第11条第1項の予算執行方針に基づき、局長に対し、その執行を所管する歳出予算の配当を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定により配当を受けた歳出予算の一部又は全部を局長、区長及び福祉保健センター一長に執行させるときは、配当を受けた当該歳出予算の範囲内で、当該局長、区長及び福祉保健センター一長に対して、再配当を行うことができる。

3 歳出予算の追加配当を必要とするときは、関係局長は、理由を示して財政局長に要求しなければならない。

4 財政局長は、追加配当を決定した場合は、当該局長に通知しなければならない。

(予算執行の制限)

第15条 局長、区長及び福祉保健センター一長は、配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、その財源の全部又は一部を国庫支出金、県支出金、寄附金、分担金、起債その他の特定収入に求めるものについては、その収支の均衡に留意して執行しなければならない。

2 局長、区長及び福祉保健センター一長は、前条の配当又は再配当に際し、執行に係る条件を付せられたときは、当該条件の趣旨に違反して、当該歳出予算を執行してはならない。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りでない。

(予算科目の新設)

第16条 局長は、歳入予算の款、項、目及び節並びに歳出予算の目を新たに設ける必要があると認められるときは、その旨を財政局長に要求しなければならない。

2 財政局長は、前項の規定による要求を受けて款、項、目及び節の新設を決定したときは、当該局長に通知しなければならない。

(予算流用及び予備費充当)

第17条 局長は、歳出予算の同一項内の各目の金額の流用を必要とするときは、財政局長に合議しなければならない。

2 局長は、歳出予算の同一目内の各節の金額の流用をすることが

できる。

3 局長は、予備費の充当を必要とするときは、財政局長に要求しなければならない。

4 財政局長は、前項の規定による要求を受けて予備費の充当を決定したときは、当該局長に通知しなければならない。

5 第14条第2項の規定により再配当を受けた局長は、その再配当を受けた歳出予算の金額の流用を必要とするときは、再配当を行った局長に要求しなければならない。

(執行伺)

第18条 歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ執行伺を作成し、決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める経費については、執行伺の作成を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定める経費については、発注伺により執行伺に代えることができる。

4 執行伺及び発注伺の作成方法については、別に定める。

(執行伺の合議)

第19条 局長、区長及び福祉保健センター長は、予算の執行に関し、次に掲げる事項については、財政局長に合議しなければならない。

(1) 予算外及び予算超過の計画（予算に計上した事業の目的若しくは内容を変更し、又は経費を流用して執行しようとする場合を含む。）に関すること。

(2) 第13条ただし書又は第15条第2項ただし書の規定に該当することとなる執行に関すること。

(契約の締結)

第20条 予算の執行としての契約の締結は、法令に別に定めがあるもののほか、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）の定めるところによらなければならない。

(継続費の逡次繰越等)

第21条 局長は、継続費の毎年度の支払残額を翌年度に逡次繰越して使用しようとするときは、財政局長の指定する日までに繰越調書を作成し、財政局長に送付しなければならない。

2 財政局長は、前項の繰越調書に基づき、継続費繰越計算書を調製しなければならない。

3 局長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費の精算の報告に係る調書を作成し、財政局長の指定する日までに財政局長に報告しなければならない。

4 財政局長は、前項の継続費の精算の報告に係る調書に基づき、継続費精算報告書を調製しなければならない。

(予算の繰越)

第22条 局長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条又は第220条第3項ただし書の規定により、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするときは、予算の繰越しに係る下調書を作成し、財政局長の指定する日までに財政局長に送付しなければならない。

2 財政局長は、前項の予算の繰越しに係る下調書の送付を受けたときは、その内容を審査し、予算の繰越しを決定しなければならない。

3 局長は、翌年度に予算を繰り越したときは、繰越調書を作成し、財政局長の指定する日までに財政局長に送付しなければならない。

4 財政局長は、前項の繰越調書に基づき、繰越計算書を調製しなければならない。

(予算執行状況調査)

第23条 財政局長は、予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、局長、区長及び福祉保健センター長に対し、資料の提出を求め、予算の執行状況について調査を行うことができる。

(局長の予算執行実績調書の調製)

第24条 局長は、毎年度、財政局長の指定する主要な施策の成果その他予算の執行の実績を明らかにする書類を出納の閉鎖後1箇月以内に財政局長に送付しなければならない。

#### 第4章 雑則

(歳入歳出の所属年度)

第25条 歳入及び歳出の所属年度は、それぞれ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条及び第143条の規定するところによる。

2 局長、区長及び福祉保健センター長は、歳入及び歳出の会計年度区分に疑義のあるときは、財政局長の決定するところによらなければならない。

(財政局長が記録すべき内容)

第26条 財政局長は、別に定めるところにより、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の額
- (2) 歳出予算の配当
- (3) 歳出予算の流用
- (4) 予備費の充当

(支出負担行為の整理区分)

第27条 支出負担行為の整理区分については、財政局長が別に定める。

(様式)

第28条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和6年度以後の歳入歳出予算の編成及び執行について適用する。

3 この規則の施行の日前に横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則（令和6年3月横浜市規則第48号）の規定による廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

横浜市会計規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第26号

横浜市会計規則

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 出納機関（第8条—第15条）

第3章 出納

第1節 通則（第16条—第18条）

第2節 収入（第19条—第38条）

第3節 支出（第39条—第58条）

第4章 財産に関する報告（第59条）

第5章 指定金融機関等（第60条）

第6章 歳入歳出外現金（第61条—第66条）

第7章 有価証券（第67条—第69条）

第8章 基金（第70条—第74条）

第9章 雑則（第75条—第81条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 会計事務については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 局 横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）

第1条に掲げる統括本部及び局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。

(2) 局長 前号の局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をいう。

(3) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

(4) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

(5) 財務会計システム 横浜市が行う予算の編成及び執行並びに会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

（首標金額の表示）

第3条 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）及び有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む）

。 ) の 出 納 に 関 す る 証 拠 書 類 ( 以 下 「 証 拠 書 類 」 と い う 。 ) の 首 標 金 額 を 表 示 す る 場 合 は 、 ア ラ ビ ア 数 字 を 用 い 、 そ の 頭 初 に 円 の 記 号 を 併 記 し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 電 子 計 算 機 を 用 い て 作 成 し た 証 拠 書 類 の 首 標 金 額 は 、 円 の 記 号 を 省 略 す る こ と が で き る 。

( 金 額 又 は 数 量 の 訂 正 )

第 4 条 証 拠 書 類 の 金 額 は 、 加 除 訂 正 す る こ と が で き ない 。 た だ し 、 そ の 内 訳 と な る べ き 金 額 及 び 別 に 定 め る 首 標 金 額 に つ い て は 、 こ の 限 り で ない 。

2 金 額 又 は 数 量 の 加 除 訂 正 の 方 法 に つ い て は 、 別 に 定 め る 。

( 訳 文 の 添 付 )

第 5 条 証 拠 書 類 が 外 国 語 で 作 成 さ れ て い る 場 合 は 、 そ の 訳 文 を 添 付 し な け れ ば な ら ない 。

( 賠 償 責 任 に 関 す る 職 員 の 指 定 )

第 6 条 法 第 243 条 の 2 の 8 第 1 項 後 段 の 規 定 に よ る 直 接 補 助 す る 職 員 と は 、 次 の 者 を い う 。

(1) 支 出 負 担 行 為 を す る 権 限 を 有 す る 職 員 の 事 務 を 直 接 補 助 す る 職 員 で あ っ て 係 長 以 上 の 者

(2) 支 出 命 令 事 務 を 直 接 補 助 す る 職 員 で あ っ て 係 長 以 上 の 者

(3) 支 出 負 担 行 為 の 確 認 の 権 限 を 有 す る 職 員 を 直 接 補 助 す る 会 計 職 員

(4) 支 出 又 は 支 払 の 事 務 の 執 行 を 補 助 す る 会 計 職 員 又 は 係 長 以 上 の 者

(5) 法 第 234 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 監 督 又 は 検 査 を 行 う 職 員 を 直 接 補 助 す る 職 員

第 7 条 前 条 の 規 定 は 、 地 方 公 営 企 業 法 ( 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ) の 財 務 規 定 等 を 適 用 す る 下 水 道 事 業 の 財 務 に 適 用 す る 。

第 2 章 出 納 機 関

( 区 会 計 管 理 者 へ の 委 任 )

第 8 条 会 計 管 理 者 は 、 区 役 所 、 福 祉 保 健 セ ン タ ー 、 農 政 事 務 所 及 び 消 防 署 に お け る 現 金 及 び 有 価 証 券 の 出 納 保 管 そ の 他 の 会 計 事 務 を 区 会 計 管 理 者 ( 農 政 事 務 所 に あ っ て は 、 当 該 農 政 事 務 所 の 所 在 す る 区 の 区 会 計 管 理 者 ) に 委 任 す る も の と す る 。

( 審 査 出 納 員 又 は 区 審 査 出 納 員 の 設 置 等 )

第 9 条 法 第 171 条 第 1 項 に 規 定 す る 出 納 員 と し て 審 査 出 納 員 を 、 令 第 174 条 の 44 第 1 項 に 規 定 す る 区 出 納 員 と し て 区 審 査 出 納 員 を 置 く 。

2 会 計 管 理 者 は 、 支 出 負 担 行 為 の 確 認 に 関 す る 会 計 事 務 を 審 査 出 納 員 に 委 任 す る 。

3 区 会 計 管 理 者 は 、 支 出 負 担 行 為 の 確 認 に 関 す る 会 計 事 務 を 区 審

査出納員に委任する。

( 審査分任出納員又は区審査分任出納員の設置等 )

第10条 法第171条第1項に規定するその他の会計職員として審査分任出納員を、令第174条の44第1項に規定するその他の区会計職員として区審査分任出納員を置く。

2 審査分任出納員は、審査出納員の命を受け、前条第2項の規定により審査出納員に委任された会計事務を補助する。

3 区審査分任出納員は、区審査出納員の命を受け、前条第3項の規定により区審査出納員に委任された会計事務を補助する。

( 現金出納員又は区現金出納員の設置等 )

第11条 法第171条第1項に規定する出納員として現金出納員を、令第174条の44第1項に規定する区出納員として区現金出納員を置く。

2 会計管理者は、収入金の収納に関する会計事務を現金出納員に委任する。

3 区会計管理者は、収入金の収納に関する会計事務を区現金出納員に委任する。

( 現金分任出納員又は区現金分任出納員の設置等 )

第12条 法第171条第1項に規定するその他の会計職員として現金分任出納員を、令第174条の44第1項に規定するその他の区会計職員として区現金分任出納員を置く。

2 現金出納員は、前条第2項の規定により委任された会計事務の一部を現金分任出納員に委任することができる。

3 区現金出納員は、前条第3項の規定により委任された会計事務の一部を区現金分任出納員に委任することができる。

4 現金出納員及び区現金出納員(以下「現金出納員等」という。 )は、前2項の規定により現金分任出納員及び区現金分任出納員(以下「現金分任出納員等」という。 )に委任するときは、現金分任出納員等任免簿を作成しなければならない。

( 併任 )

第13条 市長の補助機関である職員以外の職員が審査出納員、審査分任出納員、現金出納員又は現金分任出納員に命ぜられたときは、市長の補助機関の職員に併任されたものとする。

( 現金出納員等の引継ぎ )

第14条 現金出納員等の交代があった場合においては、前任者は、速やかに現金(現金に代えて納付される証券を含む。第27条から第31条までにおいて同じ。 )、帳票及び関係書類を後任者に引き継がなければならない。

( 会計事務の検査 )

第15条 会計管理者及び区会計管理者(以下「会計管理者等」とい

う。)は、必要があると認めるときは、審査出納員及び区審査出納員並びに審査分任出納員及び区審査分任出納員の取り扱う支出負担行為の確認に関する会計事務について検査することができる。

- 2 会計管理者等は、必要があると認めるときは、現金出納員等及び現金分任出納員等の取り扱う収入金の収納に関する会計事務について検査することができる。

### 第3章 出納

#### 第1節 通則

(振替整理)

第16条 第1号から第3号までに掲げる事項にあっては公金振替命令書により、第4号及び第5号に掲げる事項にあっては決算振替命令書により、振替整理することができる。

- (1) 各会計間又は同一会計内における振替
- (2) 歳計現金と歳入歳出外現金の間における振替
- (3) 予算科目等の訂正
- (4) 翌年度歳入の繰上充用
- (5) 歳計剰余金の翌年度への繰越し

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費の会計室との間における振替整理の方法は、別に定める。

- (1) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払う経費
- (2) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費
- (3) 日本放送協会に対し支払う受信料
- (4) 共通物品に係る経費

(収入支出の更正)

第17条 収納した収入金又は支出した経費の会計年度、会計名又は予算科目等は、収入金更正命令書又は支出更正命令書により更正することができる。

(支払資金等の交付)

第18条 会計管理者は、区会計管理者に現金支払及び現金領収に必要な資金(以下「支払資金等」という。)を交付することができる。

- 2 支払資金等の取扱いについては別に定める。

#### 第2節 収入

(調定)

第19条 市長又はその委任を受けた職員は、歳入を収入する原因を生じたときは、直ちに、次に掲げる事項を調定しなければならない。ただし、法律上又はその性質上事前に調定し難い歳入にあっては、この限りでない。

- (1) 所属年度

- (2) 歳入科目
- (3) 納入すべき金額
- (4) 算出の基礎
- (5) 納入の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) 納入の根拠及び法令又は契約に違反する事実の有無
- (7) 納期限
- (8) 納入場所

2 前項の規定による歳入の調定は、法令又は契約等により分割納付をするものにあつては、当該納期限に係る金額についてその納期限の到来ごとにしなければならない。ただし、年額又は数回分を同時に納入に通知するものについては、この限りでない。

(調定通知)

第20条 市長又はその委任を受けた職員は、歳入を調定したときは、その都度調定の内容を財務会計システムに登録する方法により会計管理者等に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、一括して調定の内容を財務会計システムに登録し、通知することができる。

- (1) 法律上又はその性質上事前に調定し難い歳入
- (2) 現金出納員等及び現金分任出納員等の収納に係る歳入
- (3) 指定公金事務取扱者（法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）の徴収又は収納に係る歳入
- (4) 指定納付受託者（法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）が納付する歳入
- (5) 財務会計システム以外のシステム等で納入の個別管理を行っている歳入

(調定の取消し又は更正)

第21条 過誤その他の理由により、調定の取消し又は更正をするときは、前2条の規定を準用する。

(国又は神奈川県から交付される諸収入金の取扱い)

第22条 国又は神奈川県から交付される諸収入金の交付決定通知があつたときは、速やかに調定を行い、納付書を会計管理者に送付しなければならない。

(納入の通知等)

第23条 市長又はその委任を受けた職員は、歳入を収入するときは、納入に対して納期限の定めのあるものは遅くとも納期限の10日前までに、随時の収入はその都度、別に定める納入通知書により納入の通知をしなければならない。

2 その性質上納入通知書により難い歳入については、口頭、掲示

その他の方法によって納入の通知をすることができる。

3 地方交付税、地方譲与税、補助金、市債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入については、別に定める納付書を用いなければならない。

(不納欠損処分)

第24条 市税及び市税関係税外収入についての不納欠損処分は、横浜市市税事務取扱規程(昭和30年3月達第6号)の定めるところによる。

2 市税外収入(市税関係税外収入を除く。以下同じ。)について、次のいずれかに該当するときは、不納欠損処分をしなければならない。

(1) 権利の放棄について法第96条第1項第10号の規定による議会の議決があったとき又は令第171条の7若しくは条例の定めるところにより権利を放棄したとき。

(2) 公法上の収入について、法第236条その他法律の規定による消滅時効が完成したとき。

(3) 公法上の収入について、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第4項又は第5項(他の法令においてその例によることとされる場合に限る。)の規定により納付又は納入の義務が消滅したとき。

(4) 私法上の収入について、消滅時効が完成したとき。

(5) その他法令の定めるところにより債権が消滅したとき。

(不納欠損処分の手続)

第25条 市長又はその委任を受けた職員は、不納欠損処分をしたときは、直ちにその内容を財務会計システムに登録する方法により会計管理者等に通知しなければならない。

2 不納欠損処分の手続について、他の規則に定めがあるときは、その定めるところによる。

(収入未済の繰越し)

第26条 市長又はその委任を受けた職員は、歳入金であって年度内に収入されなかったもの(不納欠損処分をしたものを除く。)について、その内容を財務会計システムに登録する方法により、現年度の調定に係る未収金にあつては翌年度6月末日まで、過年度の滞納により繰り越された調定に係る未収金にあつては翌年度4月末日までに、会計管理者等に通知しなければならない。

(会計管理者等の直接収納)

第27条 第8条及び第11条の規定にかかわらず、会計管理者は、納人から納入通知書、納付書、納税通知書若しくは納入書(以下「納入通知書等」という。)又は口座振込による納付の申出があつた場合において、特に必要であると認めるときは、現金により直

- 接收納することができる。
- 2 区会計管理者は、納人から納入通知書等による納付の申出があった場合は、現金により直接収納することができる。ただし、指定金融機関又は収納代理金融機関の納付に係る取扱時間外に納付の申出があった場合に限るものとする。  
(会計管理者等の交付する領収書)
- 第28条 会計管理者等は、納入通知書等により現金を直接受領したときは、納入通知書等の領収日付印欄に領収印を押印し、領収書を納人に交付しなければならない。
- 2 会計管理者は、口座振込により収入金を収納する場合は、領収書の交付を省略することができる。  
(現金出納員等及び現金分任出納員等の直接収納)
- 第29条 現金出納員等及び現金分任出納員等は、納人から現金により直接収納することができる。
- 2 前項の規定による直接収納は、直接現金を受領する方法のほか、次に掲げる方法によることができる。
- (1) 現金出納員等名義の預金口座への口座振込による方法
- (2) 金銭登録機(金銭登録機と同等の機能を有する装置を含む。以下同じ。)を使用する方法
- (3) 手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則(令和元年12月横浜市規則第42号)に規定する方法  
(現金出納員等又は現金分任出納員等の交付する領収書等)
- 第30条 現金出納員等又は現金分任出納員等が直接現金を受領したときは、領収書を納人に交付しなければならない。ただし、前条第2項第1号に掲げる方法により収納した場合、事務の性質上領収書を発行し難い場合又は納人から特に要求がない場合は、領収書に代わるものを交付し、又は領収書の交付を省略することができる。
- 2 前項本文に規定する領収書には、領収印を押印するものとする。
- 3 前条第2項第2号又は第3号に掲げる方法により収納した場合の領収書の交付については、別に定める。
- 4 指定金融機関派出所の執務時間外に、区現金分任出納員が納人からの納入通知書等による納付の申出により次に掲げる収入金を収納した場合は、当該納入通知書等の領収日付印欄に領収印を押印し、領収書を納人に交付しなければならない。
- (1) 県税及び市税(県民税及び森林環境税を含む。)並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、督促手数料、滞納処分費、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第128条第1項各号に掲げる金銭及び過料。ただし、財政局

において収納する市たばこ税及び入湯税に係る収入金を除く。

- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の再交付料及び試乗標識の交付料（再交付料を含む。）
- (3) 国民健康保険に係る保険料、一部負担金及び不正利得金（これらに係る延滞金及び滞納処分費）並びに不当利得金。ただし、国民健康保険の療養の給付又は特定療養費の支給の制限に係る不正利得金（これに係る延滞金及び滞納処分費を含む。）及び不当利得金並びに第三者納付金を除く。
- (4) 介護保険に係る保険料及び不正利得金（これらに係る延滞金及び滞納処分費を含む。）並びに不当利得金。ただし、不正利得金（これに係る延滞金及び滞納処分費を含む。）及び不当利得金については、当該保険給付が償還給付に係るものに限る。
- (5) 後期高齢者医療に係る保険料（これに係る延滞金及び滞納処分費を含む。）

（会計管理者等又は現金出納員等の現金の払込み）

第31条 会計管理者等又は現金出納員等は、第27条又は第29条の規定により直接現金を収納したときは、これを整理し、速やかに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（つり銭資金の貸付）

第32条 現金出納員等は、つり銭を必要と認める場合に必要な資金の貸付を受け、かつ、当該現金を保管することができる。

2 前項のつり銭資金の貸付については、支出の手続の例によらなければならない。

3 つり銭資金は、その貸付を受けた会計年度が終了し、又は保管する理由がなくなつたときは、直ちに収入の手続の例により返還しなければならない。

（口座振替及び自動払込みによる収納）

第33条 口座振替及び自動払込みの方法による収納手続については、別に定める。

（受入済通知書等の送付）

第34条 会計管理者等は、指定金融機関から受入済通知書その他これに類するもの（以下「受入済通知書等」という。）の送付を受けたときは、指定金融機関による公金受入日報と照合の上、主管局に送付しなければならない。ただし、会計管理者等は、必要があるときは、受入済通知書等の送付方法を別に定めることができる。

2 会計管理者等は、郵便貯金銀行から払込取扱票の送付を受けたときは、郵便貯金銀行による振替受払通知票と照合の上、主管局に送付しなければならない。

(指定納付受託者の指定に係る通知)

第35条 市長は、指定納付受託者の指定をした場合は、会計管理者に通知しなければならない。

(郵便貯金銀行の払込書による収納)

第36条 郵便貯金銀行において、次に掲げる収入金を収納するときには、納入通知書又は納付書のほか、郵便貯金銀行指定の払込書によることができる。

(1) 市税（県民税及び森林環境税を含む。）及び市税に係る収入金

(2) 国民健康保険に係る収入金

(3) 介護保険に係る収入金

(4) 後期高齢者医療制度に係る収入金

(5) 寄附金

(6) 別に定めるところにより情報通信技術を利用して収納する収入金

2 区会計管理者は、前項の払込書により収納した公金を、郵便貯金銀行の振替口座から払い出すときは、振替小切手を指定金融機関に交付し、これを行わせなければならない。

3 区会計管理者は、前項に規定する公金の受入及び払出しについて、郵便貯金銀行振替受払簿を備え、整理しなければならない。

(歳入の納付に使用する小切手の制限)

第37条 令第156条第1項第1号の規定により、歳入の納付に使用することができる小切手の支払地は、全国の区域とする。

(戻入)

第38条 歳出の戻入は、収入の手続の例により行わなければならない。

### 第3節 支出

(支出命令)

第39条 市長又はその委任を受けた職員は、経費の支出をしようとする場合は、次に掲げる事項を調査し、及び確認の上、適正と認めるときは、支出命令を発するものとする。

(1) 支出に必要な一切の書類の整備の有無

(2) 支出の正当かつ必要性

(3) 当該支出の法令違反の有無

(4) 支払金についての時効の完成の有無

2 前項に規定する支出命令は、支出命令書の作成により行わなければならない。

(支出命令書の添付書類及び記載事項)

第40条 支出命令書には、当該経費の支出に係る執行伺、発注伺、見積書、契約書、公共工事の前払金に関する規則（昭和37年3月

- 横浜市規則第14号)第3条の規定により提出された保証契約証書の写し、請書、工事検査調書、物品役務完了検査調書、物品役務部分検査調書、指令書又は通知書の写しその他の支出の根拠を証する書類及び代理関係を証する書類を添付しなければならない。
- 2 支出命令書には、次に掲げる事項を記載した請求書を添付しなければならない。
- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を発生させた事実
  - (2) 債権者の住所、氏名及び押印
  - (3) 請求年月日
- 3 前項第1号に掲げる事項のうち算出の基礎、同項第2号に掲げる事項のうち債権者の住所若しくは押印又は同項第3号に掲げる事項については、会計管理者が認める場合は、その記載を省略することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、債権者の請求によることが困難な経費については、支出命令書に請求書の添付を省略することができる。
- 5 前項の規定により請求書の添付を省略する場合は、支出命令書に支払調書を添付しなければならない。ただし、会計管理者が認める場合は、この限りでない。
- 6 前項本文に規定する支払調書には、支払事由及び算出の基礎を記載しなければならない。
- (代理関係の確認)
- 第41条 代理人によって請求があった場合においては、市長又はその委任を受けた職員は、その代理関係を委任状及び印鑑証明書により確認しなければならない。この場合において、印鑑証明書を徴し難いときの取扱いは、別に定める。
- 2 支出命令等を発する場合において、正当債権者と受領者との間に代理関係を有するときは、市長又はその委任を受けた職員は、その確認をしなければならない。
- (支出命令書の返付)
- 第42条 会計管理者等は、次のいずれかに該当するときは、支出命令書を返付するものとする。
- (1) 法第232条の4第2項の規定により支出することができないとき。
  - (2) 支出命令書の内容に過誤があるとき。
  - (3) 支出の内容が明らかに法令又は契約に違反するものと認められるとき。
  - (4) 支出の根拠が明確でないとき。
  - (5) 出納閉鎖日までに支払が完了しないとき。
- (資金前渡)

第43条 令第161条第1項第1号から第14号までに掲げる経費、同条第2項に規定する資金及び同条第1項第17号の規定による次に掲げる経費については、その資金を前渡することができる。

- (1) 職員に支給する報酬
- (2) 3箇月分以内の交際費
- (3) 現金支払を要する消耗品費及び燃料費
- (4) 検査等のために必要な商品の買上げに要する経費
- (5) 現金支払を要する手数料
- (6) 郵便切手、収入印紙その他これらに類するもの及び回数乗車券の購入に要する経費
- (7) 金融機関に対して支払う手数料
- (8) 乗車券、乗船券及び航空券の購入に要する経費（旅費を除く。）
- (9) 日本郵便株式会社に対して支払う経費
- (10) 現金支払を要する自動車借上料、有料道路通行料及び駐車場使用料
- (11) 施設使用料のうち直接支払を必要とする経費
- (12) 日本放送協会に対して支払う受信料
- (13) 講習会費、研究会費その他これらに類する経費
- (14) 口座振替の方法による支出が困難な場合の給付金
- (15) 亡失現金に係る損失補填金
- (16) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく土地の収用又は使用に係る損失補償金、加算金及び過怠金
- (17) 損害賠償のために支払う経費
- (18) 供託金及び供託に要する経費
- (19) 外国へ送金を要する経費
- (20) 払込取扱票により支払う経費
- (21) 救急に係る経費
- (22) 選挙執行に要する経費
- (23) 市立学校において必要とする3箇月分以内の報償費、食糧費、通信運搬費、使用料、賃借料及び負担金

2 前項に規定する経費（第2号及び第23号を除く。）又は資金であつて、常時必要とするものについては、1箇月分以内の資金を前渡することができる。

（前渡金管理者）

第44条 前条第1項に規定する経費の資金前渡を受ける者は、当該経費の執行に係る主管課長（これに準ずる者を含む。）、市立学校長その他市長の指定する者（以下「前渡金管理者」という。）とする。

2 資金前渡を受けようとするときは、横浜市予算規則（令和6年

3 月横浜市規則第25号。以下「予算規則」という。)第18条第4項の規定によるほか、資金前渡の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前渡金管理者
- (2) 根拠法令
- (3) その他必要な事項  
(前渡金管理者の事務処理等)

第45条 前渡金管理者は、前渡金受払簿を備えて整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、前渡金受払簿への記載を省略することができる。

- (1) 旅費
- (2) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)第11条の旅行に係る費用弁償
- (3) 自動口座振替による電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電話使用料及び通話料
- (4) 前渡金を受領後、直ちに全額支払う経費

3 第43条第2項に規定する経費の資金前渡を受けた前渡金管理者は、確実な金融機関に預金しなければならない。ただし、直ちに支払を要する場合の現金については、この限りでない。

(前渡金管理者に対する検査)

第46条 市長は、会計管理者等をして、前渡金管理者の行う出納及び保管に関する事務を検査させることができる。

(前渡金の精算)

第47条 前渡金管理者は、精算書を作成し、次に掲げるところにより領収書又は支払を証する書類及び第40条第1項の規定に準ずる書類(以下「領収書等」という。)を添え、市長に提出しなければならない。ただし、第43条第1項第2号に掲げる経費については領収書等の添付を省略ことができ、及び横浜市欧州事務所、横浜市アジア事務所又は横浜市米州事務所(以下「欧州事務所等」という。)の前渡金管理者に支出した令第161条第1項第1号に掲げる経費(以下「欧州事務所等に係る経費」という。)については欧州事務所等の前渡金管理者が領収書等を保管し、かつ、支払を説明する書類を添付することにより領収書等の添付に代えることができる。

- (1) 毎月必要とする経費については、翌月14日までに提出すること。
- (2) 第43条第1項第2号及び第23号に掲げる経費については、最終月の翌月14日までに提出すること。
- (3) 欧州事務所等に係る経費については、翌年度の4月30日まで

に提出すること。

(4) 前3号の経費以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、旅費及び費用弁償の精算手続については、別に定める。

3 前渡金管理者は、精算残金があるときは、速やかに、これを戻入しなければならない。

(前渡金管理者の引継ぎ)

第48条 前渡金管理者の交代があった場合においては、前任者は、速やかに現金、帳票及び関係書類を後任者に引き継がなければならない。

(概算払)

第49条 令第162条第1号から第5号までに規定する経費及び同条第6号の規定による次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 保険料

(2) 委託費のうち概算払を必要とする経費

(3) 扶助費のうち概算払を必要とする経費

(4) 本市に損害賠償責任があることが明らかである事件に係る損害賠償金の支払に要する経費

2 概算払をするときは、予算規則第18条第4項の規定によるほか、概算払の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 根拠法令

(2) その他必要な事項

(概算払の精算)

第50条 概算払を受けた者は、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に、領収書等を添え、精算に係る報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、精算書を作成しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、概算払による旅費(費用弁償を除く。)の精算手続については、別に定める。

(前金払)

第51条 令第163条第1号から第7号までに規定する経費及び同条第8号の規定による次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 補償金

(2) 民生委員・児童委員活動費

(3) 保険料

(4) 民事訴訟、行政争訟又は民事調停に要する経費

2 前金払をするときは、予算規則第18条第4項の規定によるほか、前金払の決定に係る執行伺に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 根拠法令

(2) その他必要な事項

(繰替払)

第52条 令第164条第4号に掲げる経費のほか、同条第5号の規定による指定納付受託者が行う納付事務に係る手数料の支払については、当該指定納付受託者が納付した収入金を繰り替えて使用させることができる。

(現金払)

第53条 会計管理者等は、指定金融機関をして現金で支払をさせるときは、債権者に領収書と引換えに支払票を交付するとともに、指定金融機関に支払票番号を記載した支払通知書を送付しなければならない。

2 指定金融機関は、支払通知書の送付があったときは、支払通知書の支払票番号と支払票を照合の上、支払票持参人に現金の支払をしなければならない。

(領収書)

第54条 会計管理者等は、債権者に現金で支払をし、又は指定金融機関に現金で支払をさせるときは、債権者から領収書を徴さなければならない。

(口座振替払)

第55条 令第165条の2の規定により長が定める金融機関は、指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 会計管理者等は、口座振替の方法により支出するときは、支払通知書に、次のいずれかを添え、又はこれに代わる電磁的記録を送付して、指定金融機関に通知しなければならない。

(1) 振込依頼書

(2) 債権者の発行した納入書等又はこれに準ずるもの

3 指定金融機関は、前項の支払通知書を受けたときは、速やかに振替の手続をし、会計管理者等に支払済報告書を提出しなければならない。ただし、前項第2号に掲げる書類が添付された支払通知書を受けたときは、支払済報告書の提出を要しない。

4 前項本文の規定により提出された支払済報告書は、債権者の領収書とみなす。

(支払照合)

第56条 会計管理者等は、指定金融機関に公金支払日報を提出させ、各日の支払の金額を支払日計表及び控除日計表と照合しなければ

ばならない。

(印鑑の通知)

第57条 会計管理者等は、公金の支払に使用する印鑑を指定金融機関に通知しなければならない。通知した印鑑を変更したときも、同様とする。

(戻出)

第58条 歳入の戻出は、支出の手続の例により、戻出命令書を用いて行わなければならない。

#### 第4章 財産に関する報告

第59条 局長は、債権増減及び現在額報告書及び基金増減及び現在高報告書を3月31日及び9月30日現在において作成し、当該日の属する月の翌月末日までに会計管理者に報告しなければならない。ただし、重要物品については、横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）第20条に定めるところにより報告しなければならない。

2 財政局長は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）第89条の2の規定により報告を受けた公有財産について、公有財産増減及び現在高報告書を取りまとめ、速やかに会計管理者に報告するものとする。

#### 第5章 指定金融機関等

第60条 令第168条第2項の規定により、指定金融機関に、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる。

2 令第168条第4項の規定により、収納代理金融機関に、公金の収納の事務を取り扱わせる。

3 指定金融機関及び収納代理金融機関における公金の取扱事務については、法令及び契約に定めるところによる。

#### 第6章 歳入歳出外現金

(歳入歳出外現金の整理区分)

第61条 歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）は、次の区分に従い、整理しなければならない。

- (1) 他庁受託徴収金
- (2) 保証金
- (3) 一時保管金
- (4) 所得税引当金
- (5) 県民税・森林環境税引当金

(歳計外現金の出納)

第62条 令第168条の7第2項の規定による受入れの通知は、財務会計システムに登録されたことにより、通知があったものとみなす。

2 市長は、歳計外現金の払出しをしようとするときは、支出の手

続の例により払出命令書を作成しなければならない。

(歳計外現金の整理年度)

第63条 歳計外現金の整理年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、同日をもって出納を閉鎖する。

(歳計外現金の繰越し)

第64条 毎年度の歳計外現金の受払は、3月31日現在をもって翌年度に繰り越すものとする。

(歳入科目への繰入整理)

第65条 保管中の歳計外現金が、本市の歳入に帰属すべきものとなった場合は、これを相当する科目に収入する手続きをしなければならない。

(準用)

第66条 本章中前各条に定めるもののほか、歳計外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならない。

#### 第7章 有価証券

(有価証券の整理区分)

第67条 有価証券は、次の区分に従い、整理しなければならない。

(1) 公有財産法第238条第1項の公有財産

(2) 基金法第241条第1項の基金

(3) 担保令第168条の2第3項及び第169条の7第2項の担保

(4) 保証金入札保証金、契約保証金等及びこれらに準ずるもの  
その他法律又は政令で定めるもの

(有価証券の保管)

第68条 会計管理者は、有価証券出納簿を備え、前条に規定する整理区分に従って有価証券を保管しなければならない。ただし、会計管理者が必要と認める有価証券は、金融機関に保護預かりを依頼することができる。

(有価証券の取扱い)

第69条 市長は、有価証券を受け入れるときは、有価証券納付書兼領収書を納人に交付して会計管理者に納付させるとともに、有価証券受入通知書をもって会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、有価証券の納付を受けたときは、有価証券領収書を納人に交付するとともに有価証券受入済通知書を市長に送付しなければならない。

3 市長は、有価証券の払出しの必要があるときは、納人から請求書を徴するとともに、速やかに、有価証券払出命令書を会計管理者に送付しなければならない。

4 会計管理者は、有価証券払出命令書を受けたときは、第2項の規定により交付した有価証券領収書に記名押印させ、これと引換

えに有価証券の払出しをしなければならない。

5 市長は、有価証券の受入れ及び払出しについて、有価証券整理簿を備えなければならない。

#### 第8章 基金

(基金の出納)

第70条 基金の受入れの通知は、財務会計システムに登録されたことをもって、通知したものとみなす。

2 市長は、基金の払出しをしようとするときは、支出の手続の例により払出命令書を作成しなければならない。

(基金の振替)

第71条 第16条第1項の規定にかかわらず、基金の取崩し又は積立てにおいて、会計管理者がやむを得ないと認めるときは、歳計現金と基金の間において振替整理することができる。

2 前項の規定により振替整理する場合は、あらかじめ会計管理者に通知しなければならない。

(基金の整理年度)

第72条 基金の整理年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、同日をもって出納を閉鎖する。

(基金の繰越し)

第73条 毎年度の基金の受払は、3月31日現在をもって翌年度に繰り越すものとする。

(準用)

第74条 本章中前各条に定めるもののほか、基金の管理については、収入若しくは支出の手続又は歳計現金の出納若しくは保管の例による。

#### 第9章 雑則

(指定公金事務取扱者)

第75条 市長は、指定公金事務取扱者の指定をした場合は、会計管理者に通知しなければならない。

(公金の収納の委託)

第76条 法第243条の2の5第1項の規定により市長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。

(1) 使用料

(2) 手数料

(3) 賃貸料

(4) 物品売払代金

(5) 寄附金

(6) 貸付金の元利償還金

(7) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規

定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)

- (8) 分担金
- (9) 負担金
- (10) 不動産売払代金
- (11) 過料
- (12) 損害賠償金
- (13) 不当利得による返還金
- (14) 国民健康保険料
- (15) 介護保険料
- (16) 後期高齢者医療保険料
- (17) 市営住宅共益費
- (18) 市立保育所主食提供費
- (19) 市立保育所食事提供費
- (20) 地域ケアプラザ一時利用料
- (21) 延滞金
- (22) 遅延損害金

(指定公金事務取扱者の払込み)

第77条 徴収又は収納の委託を受けた指定公金事務取扱者は、徴収又は収納をした収入金を委託契約書に定める期日までに、会計管理者又は指定金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(公金の支出の委託に係る報告)

第78条 指定公金事務取扱者は、委託契約書に定める期日までに、法第243条の2の6第2項の規定により交付を受けた資金の精算に係る報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告書を受理したときは、その内容を精査した上、当該報告書を会計管理者に送付しなければならない。

(一時借入金の出納及び保管)

第79条 一時借入金の出納及び保管については、歳計現金の出納及び保管の例による。

(金銭出納状況等の報告等)

第80条 区会計管理者は、毎月末日現在をもって金銭出納月計表を調製し、翌月25日までに会計管理者に提出しなければならない。

(様式)

第81条 この規則の規定による書類等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の会計

事務から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則（令和6年3月横浜市規則第48号）による廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第54条第1項及び第55条第1項の規定により審査出納員、区審査出納員、現金出納員、区現金出納員、現金分任出納員及び区現金分任出納員に任命されている者は、別段の辞令が発せられない限り、それぞれこの規則第9条第1項、第11条第1項及び第12条第1項の規定により審査出納員、区審査出納員、現金出納員、区現金出納員、現金分任出納員及び区現金分任出納員に任命された者とみなす。  
(議会局長等の兼職等に関する規則の一部改正)
- 4 議会局長等の兼職等に関する規則（平成11年4月横浜市規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市予算規則（令和6年3月横浜市規則第25号）、横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に、「（昭和31年3月横浜市規則第33号）」を「（令和6年3月横浜市規則第27号）」に改める。  
(給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正)
- 5 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和32年6月横浜市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。  
第5条第2項中「第114条」を「第40条」に改める。  
第8条第2項中「第125条から第127条まで」を「第45条から第47条まで」に改める。  
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する施行規則の一部改正)
- 6 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する施行規則（昭和28年4月横浜市規則第29号）の一部を次のように

改正する。

第1条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第55条第3項第1号に規定する収入金の収納に関する事務を」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第11条第3項の規定により」に改める。

（公共工事の前払金に関する規則の一部改正）

- 7 公共工事の前払金に関する規則（昭和37年3月横浜市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第31号様式の1」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第23条第3項」に改める。

（横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則の一部改正）

- 8 横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第14条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第23条第3項」に改める。

（横浜市個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正）

- 9 横浜市個人情報保護に関する条例施行規則（令和5年3月横浜市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第23条第3項」に改める。

（横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部改正）

- 10 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第8条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

- 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年10月横浜市規則第130号）の一部を次のように改正する。

第17条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。

（横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則の一部改正）

- 12 横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則（昭和31年11月横浜市規則第100号）の一部を次のように改正する。
- 第5条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。
- （横浜市身体障害者奨学金支給規則の一部改正）
- 13 横浜市身体障害者奨学金支給規則（昭和39年6月横浜市規則第81号）の一部を次のように改正する。
- 第8条第2項中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。
- （横浜市児童相談所規則の一部改正）
- 14 横浜市児童相談所規則（昭和33年7月横浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第3項第11号中「、前金払及び立替払」を「及び前金払」に改める。
- （横浜市後期高齢者医療に関する条例等施行規則の一部改正）
- 15 横浜市後期高齢者医療に関する条例等施行規則（平成20年3月横浜市規則第38号）の一部を次のように改正する。
- 第13条の見出し中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改め、同条第1項中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「金銭会計規則」という。）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に、「欠損処分」を「不納欠損処分」に改め、同条第2項中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改める。
- 第14条中「、金銭会計規則第94条の規定にかかわらず」を削る。
- （横浜市介護保険条例等施行規則の一部改正）
- 16 横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。
- 第36条の見出し中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改め、同条第1項中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「金銭会計規則」という。）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に、「欠損処分」を「不納欠損処分」に改め、同条第2項中「欠損処分」を「不納欠損処分」に改める。
- 第37条中「、金銭会計規則第94条の規定にかかわらず」を削る。
- （横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部改

正 )

- 17 横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（昭和61年1月横浜市規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条第6号中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。  
第29条中「第90条第3項」を「第23条第3項」に改める。  
（金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の廃止）
- 18 金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則（昭和39年11月横浜市規則第134号）は、廃止する。

横浜市物品規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第27号

横浜市物品規則

横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 物品取扱事務については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）第1条に掲げる統括本部及び局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局（教育委員会所管の学校その他の機関及び施設を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。
- (2) 局長 局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をいう。
- (3) 物品 法令の規定又は契約により本市の所有又は管理に属する動産のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。
  - ア 公有財産に属するもの
  - イ 基金に属するもの
  - ウ 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
  - エ 文書
  - オ 下水道事業及び埋立事業に属するもの
- (4) 財務会計システム 横浜市が行う予算の編成及び執行並びに会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

（物品管理の原則）

第3条 物品の取得、使用、処分その他物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則その他物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を処理しなければならない。

- 2 物品は、常に善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、その目的及び用途に従い、最も効果的に使用しなければならない。
- 3 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売却することができない。

4 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても本市の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

5 物品は、法令の規定に基づく場合のほか、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(財務会計システムによる事務処理)

第4条 この規則の規定により行うこととされている通知、帳簿の作成その他の手続で、別に定めるものについては、財務会計システムに登録する方法により行うものとする。

(物品の分類)

第5条 物品は、次の区分により分類整理しなければならない。

(1) 備品 その性質又は形状を変えないこと、相当長期間にわたり使用できるもの

(2) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗するもの、実験用材料として使用するもの及び贈与を目的とするもの

2 前項に規定する備品と消耗品の区分の基準の決定及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第166条第2項に規定する財産に関する調書に記載する重要物品の指定は、会計管理者が行う。

(物品の会計年度及び所属会計年度)

第6条 物品の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 物品の出納の所属会計年度は、現に出納をした日の属する会計年度とする。

(会計管理者の職務)

第7条 物品の出納及び管理の事務は、会計管理者がつかさどる。

(物品出納員の設置)

第8条 物品の出納事務を取り扱わせるため、会計室に物品出納員1人を置く。

2 物品出納員は、経理担当課長をもって充てる。

3 会計管理者は、物品出納員にその権限に属する物品の出納及び管理の事務の全部又は一部を委任するものとする。

4 局長は、必要があると認めるときは、会計管理者と協議の上、第1項の物品出納員とは別に、当該局に物品出納員を置くことができる。

(物品管理者及び総括物品管理者の設置等)

第9条 物品の管理事務を取り扱わせるため、課に物品管理者1人を置く。

2 物品管理者は、主管課長(これに準ずる者を含む。)をもって充てる。

3 物品管理者のうち、局の経理担当課長を総括物品管理者とし、当該局における物品の管理事務の連絡、調整及び指導を行わせるものとする。

4 局長は、必要があると認めるときは、会計管理者と協議の上、第1項の物品管理者とは別に、物品管理者を追加して置くことができる。

(物品の受入れ及び交付)

第10条 局長は、物品の受入れを必要とするときは、物品出納員に通知しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

(1) 購入後直ちに消費し、又は贈与するもの

(2) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物で保存する必要のないもの

(3) 直ちに配布するために購入し、又は作成する印刷物その他これに類する物品

(4) 前3号に規定するもののほか、会計管理者が別に定める物品

2 物品出納員は、物品を受け入れたときは、速やかに、これを物品管理者へ交付しなければならない。

(物品の返納及び処分)

第11条 物品管理者は、その所管に属する物品を使用する必要がなくなつたとき又は使用することができなくなつたときは、局長に不用の決定を請求しなければならない。

2 局長は、前項の規定による請求を受けたときは、これを審査の上、不用の決定を行うものとする。

3 局長は、前項に規定する不用の決定を行った物品を、売却により処分しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、廃棄その他の方法により処分することができる。

(1) 売却価額がその費用を償えないもの

(2) 買受人のないもの

(3) その他売却に適しないもの

4 前項の規定により物品(備品に限る。)を処分するときは、物品出納員に通知しなければならない。

(備品の亡失及び損傷)

第12条 物品管理者は、その所管に属する備品について亡失、損傷その他の事故が発生したときは、局長に報告しなければならない。

2 物品管理者は、前項の規定による報告をしたときは、物品出納員に通知しなければならない。

(物品の所管換)

第13条 物品出納員及び物品管理者は、物品の効率的な使用のため

必要があると認めるときは、物品出納員又は物品管理者との間において、物品の所管を移すことができる。

(物品の貸付け等)

第14条 物品を貸し付ける場合においては、物品管理者は、当該物品の貸付けを決定した書類により、当該貸付けがこの規則その他の法令に違反しないか、及び契約の内容と相違しないかを審査しなければならない。

2 物品管理者は、物品(備品に限る。)を貸し付けるとき(修理、改造等のため一時的に職員以外の者に引き渡すときを含む。)又は貸し付けた備品の返還を受けるときは、当該備品の貸付状況を記録するものとする。

3 被服の貸付けについては、別に定める。

4 物品の交換、譲渡及び貸付けについては、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第6号)及び前3項に定めるもののほか、横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の規定を準用する。

(物品の整理)

第15条 物品出納員は、物品の出納、管理の状況等を明らかにするため、必要な帳簿を備えて整理しなければならない。

(物品出納員の管理責任)

第16条 物品出納員は、その管理に係る物品の点検及び整理をし、常に良好な状態を維持しなければならない。

(物品管理者の管理責任)

第17条 物品管理者は、物品出納員から交付を受けた物品の点検及び整理をし、常に良好な状態を維持しなければならない。

2 物品管理者は、その管理に係る物品について、物品を使用する者を指導し、及び監督しなければならない。

3 物品を使用する者は、その物品を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(備品等の整理)

第18条 物品管理者は、その所管に属する備品及び重要物品を備品台帳により整理しなければならない。

(備品の表示)

第19条 物品管理者は、その所管に属する備品について、照合、点検及び実態の掌握を容易にするため、品名、備品番号等を記載した整理票を貼付しなければならない。ただし、これにより整理し難いものについては、前条の備品台帳に品質、形状等を詳細に記入し、現品と容易に照合することができるようにしておかなければならない。

(重要物品の増減及び現在高の調査並びに報告)

第20条 局長は、毎年度3月31日及び9月30日現在をもってその所管に属する重要物品に係る増減及び現在高の調査を行い、会計管理者に報告しなければならない。

(検査及び監督)

第21条 会計管理者は、必要があると認めるときは、物品出納員の物品の出納及び管理の事務並びに物品管理者の物品の管理の事務を検査することができる。この場合において、物品管理者の管理事務の検査をするときには、総括物品管理者に立会いその他の協力を求めることができる。

2 会計管理者は、物品出納員の所掌事務を監督し、及び物品管理者の所掌事務を指導するものとし、必要な場合には報告を求めることができる。

3 局長は、当該局の物品管理者の所掌事務を監督しなければならない。

(引継ぎ)

第22条 物品出納員の交代又は担当事務について変更があったときは、前任者は直ちにその事務及び物品の引継ぎを行い、後任者は、物品出納員の交代があったときは局長に、物品出納員の担当事務に変更があったときは局長を経て会計管理者に、その旨を報告しなければならない。

2 物品管理者の交代又は担当事務について変更があったときは、引継ぎを行うものとする。

3 前2項の規定による引継ぎを行う場合において、前任者が死亡その他の事故により、引継ぎをすることができないときは、局長は他の職員に命じて引継ぎをさせなければならない。

(特例)

第23条 横浜市立図書館に属する図書の出納及び管理については、第10条から第21条までの規定にかかわらず、教育委員会規則で別の定めをすることができる。

(様式)

第24条 この規則に定める書類等の様式は、別に定める。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部改正)

2 横浜市災害対策従事職員被服貸与規則(昭和49年6月横浜市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「（ 昭 和 31 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 33 号 ） 第 35 条 第 2 項 」  
を 「（ 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 27 号 ） 第 14 条 第 3 項 」 に 改 め る  
。

（ 横 浜 市 被 服 貸 与 規 則 の 一 部 改 正 ）

- 3 横 浜 市 被 服 貸 与 規 則 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 54 号 ） の 一 部  
を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「（ 昭 和 31 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 33 号 ） 第 35 条 第 2 項 」  
を 「（ 令 和 6 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 27 号 ） 第 14 条 第 3 項 」 に 改 め る  
。

（ 横 浜 市 公 印 規 則 の 一 部 改 正 ）

- 4 横 浜 市 公 印 規 則 （ 昭 和 36 年 8 月 横 浜 市 規 則 第 50 号 ） の 一 部 を 次  
の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 の 4 第 1 項 中 「 保 管 換 え の 」 を 「 所 管 を 移 す 」 に 改 め る  
。

（ 横 浜 市 文 化 基 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 ）

- 5 横 浜 市 文 化 基 金 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 57 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 11 号  
） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 4 条 中 「（ 昭 和 31 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 33 号 ） 」 を 「（ 令 和 6  
年 3 月 横 浜 市 規 則 第 27 号 ） 」 に 改 め る 。

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第28号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項の表中

「

温暖化対策統括本部		企画調整部	調整課、プロジェクト推進課、SDGs未来都市推進課
デジタル統括本部		企画調整部	企画調整課、デジタル・デザイン室、DX基盤課、住民情報基盤課
政策局		総務部	総務課、統計情報課
	大都市制度推進本部室	大都市制度・広域行政部	制度企画課、広域行政課
		政策部	政策課、財源確保推進課
			男女共同参画推進課
		秘書部	秘書課
		シティプロモーション推進室	広報課、広報戦略・プロモーション課、報道課
		共創推進室	共創推進課
			大学調整課
			基地対策課
総務局	危機管理室	危機管理部	危機管理課、緊急対策課、防災企画課、地域防災課
		総務部	総務課、管理課、法制課、集約事務審査課、物品事務集約課
	コンプライア		コンプライアンス推進課

	ンス推進室	
	人事部	人事課、労務課、職員健康課、人材開発課
	行政イノベーション推進室	行政マネジメント課

を「

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局		戦略企画部	戦略企画課
		総務部	総務課、経理課、技術監理課
		脱炭素社会移行推進部	脱炭素計画推進課、脱炭素ライフスタイル推進課、カーボンニュートラル事業推進課、SDGs未来都市推進課
		GREEN × EXPO 推進部	GREEN × EXPO 推進課
		上瀬谷交通整備部	上瀬谷交通整備課
		上瀬谷公園企画部	上瀬谷公園企画課
		上瀬谷整備推進部	上瀬谷整備推進課、上瀬谷公園整備課
政策経営局		経営戦略部	経営戦略課、財源確保推進課
		データ経営部	データ経営課
		総務部	総務課、統計情報課
	大都市制度推進本部室	大都市制度・広域行政部	制度企画課、広域行政課
			男女共同参画推進課
		秘書部	秘書課
		シティプロモーション推進室	広報課、広報戦略・プロモーション課、報道課
		共創推進室	共創推進課

総務局	危機管理室	危機管理部	危機管理課、緊急対策課、防災企画課、地域防災課
		総務部	総務課、管理課、法制課、集約事務審査課、物品事務集約課
	コンプライアンス推進室		コンプライアンス推進課
		人事部	人事課、労務課、職員健康課、人材開発課
		行政イノベーション推進室	行政マネジメント課
		大学調整部	大学調整課
デジタル統括本部		企画調整部	企画調整課、デジタル・デザイン室、DX基盤課、住民情報基盤課

に、  
「

国際政策部	政策総務課、国際連携課
国際協力部	国際協力課

」

を  
「

グローバルネットワーク推進部	グローバルネットワーク推進課
総務部	政策総務課

」

に、  
「

区政支援部	区連絡調整課、地域施設課、窓口サービス課
-------	----------------------

」

を  
「

区政支援部	区連絡調整課、区政イノベーション推進課、地域施設課
窓口サービス部	窓口サービス課

に、  
「

総務部	総務課
にぎわい創出戦略部	にぎわい創出戦略課
観光MICE振興部	観光振興課、MICE振興課

を  
「

にぎわい創出戦略部	にぎわい創出戦略課
総務部	総務課
観光MICE振興部	観光振興・DMO地域連携課、MICE振興課

に、  
「

創造都市推進課、文化振興課
---------------

を  
「

文化振興課、創造都市推進課
---------------

に、  
「

政策調整部	総務課、企画調整課
誘致推進部	企業誘致・立地課、国際ビジネス課
スタートアップ	産業連携推進課、新産

プ・イノベーション推進室	業創造課
--------------	------

を  
「

総務部	総務課、企画調整課
ビジネスイノベーション部	イノベーション推進課、企業投資促進課

に、  
「

地域福祉保健部	福祉保健課、地域支援課、健康推進課
---------	-------------------

を  
「

地域福祉保健部	福祉保健課、地域支援課
健康推進部	健康推進課

に、  
「

総務部	総務課、職員課
医療政策部	医療政策課

を  
「

医療政策部	医療政策課
総務部	総務課、職員課

に、  
「

健康安全部	健康安全課、生活衛生課、食品衛生課、医療安全課
病院経営部	病院経営課、看護師キャリア支援課

を

「

病院経営部	病院経営課、看護師キャリア支援課
健康安全部	健康安全課、生活衛生課、食品衛生課、医療安全課

」

に、

「

環境創造局		政策調整部	政策課、技術監理課、環境影響評価課
		総務部	総務課、経理経営課、地籍調査課
		環境保全部	環境管理課、環境エネルギー課、大気・音環境課、水・土壌環境課
		みどりアップ推進部	みどりアップ推進課、緑地保全推進課
		農政部	農政推進課、農業振興課
		公園緑地部	公園緑地管理課、公園緑地維持課、動物園課、公園緑地整備課
		下水道計画調整部	下水道事業マネジメント課
		下水道管路部	管路保全課、管路整備課
	下水道施設部	下水道施設管理課、下水道水質課、下水道施設整備課、下水道設備課	

」

を

「

みどり環境局		戦略企画部	戦略企画課
		総務部	総務課、地籍調査課
		公園緑地部	公園緑地管理課、公園緑地維持課、動物園課、公園緑地事業課、環

			境活動事業課
		農政部	農政推進課、農業振興課
		環境保全部	環境管理課、大気・音環境課、水・土壌環境課、環境影響評価課
下水道河川局		マネジメント推進部	マネジメント推進課
		総務部	総務課、経理課、技術監理課
		下水道管路部	管路保全課、管路整備課
		下水道施設部	施設管理課、水質課、施設整備課、設備課
		河川部	河川企画課、河川管理課、河川事業課

に、

「

総務部	総務課、職員課
政策調整部	政策調整課、3R推進課

」

を

「

政策調整部	政策調整課、3R推進課
総務部	総務課、職員課

」

に、

「

総務部	総務課
企画部	企画課、都市計画課、建築防災課

」

を

「

企画部	企画課、都市計画課、建築防災課
-----	-----------------

総務部	総務課
-----	-----

に、

「

総務部	総務課
企画部	企画課、都市デザイン室、基地対策課

」

を

「

企画部	企画課、都市デザイン室、基地対策課
総務部	総務課

」

に、

「

都心再生部	都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課、臨海部活性化推進課
-------	-----------------------------------

」

を

「

都心活性化推進部	臨海部活性化推進課、都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課
----------	-----------------------------------

」

に、

「

	市街地整備部	市街地整備調整課、市街地整備推進課
上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室	国際園芸博覧会推進部	国際園芸博覧会推進課
	上瀬谷整備推進部	上瀬谷整備推進課、上瀬谷交通整備課

」

を  
「

	市街地整備部	市街地整備調整課、市街地整備推進課
--	--------	-------------------

」

に、  
「

総務部	総務課、交通安全・自転車政策課
計画調整部	事業推進課、企画課、技術監理課

」

を  
「

道路政策推進部	道路政策推進課
計画調整部	事業推進課、企画課、技術監理課
総務部	総務課

」

に、  
「

	横浜環状道路調整課
河川部	河川企画課、河川管理課、河川事業課

」

を  
「

	横浜環状道路調整課
--	-----------

」

に、  
「

総務部	総務課、経理課
政策調整部	政策調整課、新本牧事業推進課

」

を  
「

政策調整部	政策調整課、新本牧事
-------	------------

	業推進課
総務部	総務課、経理課

」

に改める。

第1条の3を次のように改める。

第1条の3 脱炭素・GREEN×EXPO推進局の事務分掌は、次のとおりとする。

戦略企画部

戦略企画課

- (1) 局主管事業に関する総合調整及び重要施策の企画に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に係る国際連携の推進に関すること（他の局及び課の主管に属するものを除く。）。

総務部

総務課

- (1) 局内の人事及び文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 他の部及び課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) その他局内の経理及び出納に関すること。

技術監理課

- (1) 局所管工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
- (2) 局所管工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 局所管工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- (4) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (5) 局所管工事に係る設計、測量等の委託業務の検査に関すること。
- (6) 局所管工事に係る局内調整事務に関すること。

脱炭素社会移行推進部

脱炭素計画推進課

- (1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画に関すること。

- (3) 温室効果ガスの排出状況の調査に関すること。
- (4) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく地球温暖化対策計画等の公表、評価、指導等に関すること。
- (5) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第144条に基づく市の地球温暖化対策計画等の作成等に関すること。
- (6) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) 市の事務事業におけるグリーン購入の推進に関すること。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。  
脱炭素ライフスタイル推進課
- (1) 地球温暖化対策に係る広報及び普及啓発の総合的な推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に係る国内外の地域連携に関すること。  
カーボンニュートラル事業推進課
- (1) 地球温暖化対策に係る事業の総合的な推進に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 横浜スマートシティプロジェクトに関すること。
- (3) 企業等と連携した先進的なエネルギー施策に関すること。
- (4) 横浜市グリーン電力調達制度に関すること。
- (5) 風力発電事業に関すること。
- (6) 次世代自動車等の普及促進に関すること。  
SDGs未来都市推進課
- (1) SDGs未来都市の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 横浜市地球温暖化対策事業者協議会に関すること。  
GREEN × EXPO 推進部  
GREEN × EXPO 推進課
- (1) 旧上瀬谷通信施設地区における GREEN × EXPO 2027 の推進に関すること。  
上瀬谷交通整備部  
上瀬谷交通整備課
- (1) 旧上瀬谷通信施設地区周辺における公共交通の調査、計画等に関すること。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区周辺における都市計画道路等の調査、計画等に関すること。
- (3) 旧上瀬谷通信施設地区周辺における公共交通、都市計画道路等の整備（以下この条において「上瀬谷関連交通整備」という。）に係る用地の取得等及びこれに伴う補償、契約及び

- 登記手続に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第6号に係るものを除く。）。
- (4) 上瀬谷関連交通整備に係る用地、物件等の調査に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第7号に係るものを除く。）。
- (5) 上瀬谷関連交通整備に係る用地の取得等に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等に基づく手続に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第8号に係るものを除く。）。
- (6) 上瀬谷関連交通整備に係る用地の取得等に伴う諸証明に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第9号に係るものを除く。）。
- (7) 上瀬谷関連交通整備に係る用地の収用の手続及び調整に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第10号に係るものを除く。）。
- (8) 上瀬谷関連交通整備に係る普通財産の貸付け及び処分に係る方針決定に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第11号に係るものを除く。）。
- (9) 上瀬谷関連交通整備に係る普通財産の貸付け及び処分に係る契約に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課及び財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 上瀬谷関連交通整備に係る事業予定地の管理及び代替地に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第13号に係るものを除く。）。
- (11) 上瀬谷関連交通整備に係る道路予定区域の占用に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第14号に係るものを除く。）。
- (12) 上瀬谷関連交通整備に係る道路法（昭和27年法律第180号）第70条の規定による損失の補償及びこれに係る契約等に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第15号に係るものを除く。）。
- 上瀬谷公園企画部  
上瀬谷公園企画課
- (1) 旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地（都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する公園及び緑地をいう。以下同じ。）に関する基本的な計画の立案及び調査研究並びに総合調整に関すること。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地の設置の方針決定

等に関すること。

- (3) 旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地に係る用地の取得又は借受け等の事前調整に関すること。
- (4) 旧上瀬谷通信施設地区における公園整備に係る事業用地、物件等の調査に関すること。
- (5) その他旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地に関すること（上瀬谷整備推進部上瀬谷公園整備課の分掌事務第1号及び第2号に係るものを除く。）。  
上瀬谷整備推進部  
上瀬谷整備推進課
- (1) 旧上瀬谷通信施設地区における市街地開発事業等の調査、計画及び進行管理に関すること。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区における市街地開発事業等の都市計画決定のための原案作成に関すること。
- (3) 旧上瀬谷通信施設地区における市街地開発事業等地区内の建築行為等の制限に関すること。
- (4) 旧上瀬谷通信施設地区における市街地開発事業等に係る公共施設等予定地の管理に関すること。
- (5) その他旧上瀬谷通信施設地区における市街地整備に関すること。
- (6) 環状4号線（北町地区）整備事業、瀬谷地内線整備事業及び市道五貫目第33号線整備事業に係る上瀬谷関連交通整備（以下この部において「上瀬谷周辺道路等整備」という。）に係る用地の取得等及びこれに伴う補償、契約及び登記手続に関すること。
- (7) 上瀬谷周辺道路等整備に係る用地、物件等の調査に関すること。
- (8) 上瀬谷周辺道路等整備に係る用地の取得等に伴う租税特別措置法等に基づく手続に関すること。
- (9) 上瀬谷周辺道路等整備に係る用地の取得等に伴う諸証明に関すること。
- (10) 上瀬谷周辺道路等整備に係る用地の収用の手続及び調整に関すること。
- (11) 上瀬谷周辺道路等整備に係る普通財産の貸付け及び処分に係る方針決定に関すること。
- (12) 上瀬谷周辺道路等整備に係る普通財産の貸付け及び処分に係る契約に関すること（財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課の分掌事務第9号及び第24号に係るものを除く。）。

- (13) 上瀬谷周辺道路等整備に係る事業予定地の管理及び代替地に関する事。
- (14) 上瀬谷周辺道路等整備に係る道路予定区域の占有に関する事。
- (15) 上瀬谷周辺道路等整備に係る道路法第70条の規定による損失の補償及びこれに係る契約等に関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

上瀬谷公園整備課

- (1) 旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地の施設に係る建設計画並びに工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 旧上瀬谷通信施設地区における公園緑地の建設用地の管理等に関する事（上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (3) 横浜市電気工作物保安規程（昭和48年8月達第33号）に関する事（脱炭素・GREEN × EXPO 推進局及びみどり環境局の主管に属するものに限る。）。

第1条の4を削る。

第2条中「政策局」を「政策経営局」に改め、同条総務部の項の前に次のように加える。

経営戦略部

経営戦略課

- (1) 総合計画の策定及び進行管理に関する事。
- (2) 重要政策の企画、立案及び総合調整に関する事。
- (3) 財政及び行政運営に係る重要施策の調整に関する事。
- (4) 市政運営の基本的な方針の策定に関する事。
- (5) 政策に係る統括本部、局及び区の連携に関する事。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項に規定する専門委員及び横浜市経営諮問委員に関する事。
- (7) 横浜国際港都建設審議会に関する事。
- (8) 部内他の課の主管に属しない事。

財源確保推進課

- (1) 戦略的な財源確保に係る施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) ふるさと納税に係る企画、立案及び総合調整に関する事。
- (3) 広告事業及び協賛金収入に係る企画及び総合調整に関する事。
- (4) 施設等の命名権に係る企画及び総合調整に関する事。

データ経営部

データ経営課

- (1) データ経営に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) データに基づく政策形成の推進に関すること。
- (3) 政策に係る課題及び都市問題等の基礎的調査研究に関すること。
- (4) 施策評価の推進に関すること。
- (5) 最高データ統括責任者及び最高データ統括責任者補佐監に関すること。

第2条政策部の項を削り、同条中大学調整課の部及び基地対策課の部を削る。

第3条行政イノベーション推進室の項行政マネジメント課の部第2号中「行政評価並びに事業の検証及び見直し」を「歳出改革の推進」に改め、同条に次のように加える。

大学調整部

大学調整課

- (1) 公立大学法人横浜市立大学に関すること。
- (2) 横浜市公立大学法人評価委員会に関すること。
- (3) 市内大学等との連携の推進に関すること。

第3条の3国際政策部の項の前に次のように加える。

グローバルネットワーク推進部

グローバルネットワーク推進課

- (1) 国際連携及び国際協力に係る企画、立案、調整等に関すること。
- (2) 海外諸都市との連携に関すること。
- (3) 各国大使館・領事館等との連絡調整に関すること。
- (4) 国際機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 国際協力に係る民間事業者等との連携に関すること。
- (6) 国際儀礼に関すること。
- (7) 海外に設置する事務所に関すること。
- (8) アフリカ開発会議に関すること。

第3条の3国際政策部の項中「国際政策部」を「総務部」に改め、同項政策総務課の部第2号を次のように改める。

- (2) 局主管事業に関する総合調整、企画、調査研究等に関すること。

第3条の3国際政策部の項政策総務課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、同項国際連携課の部及び同条国際協力部の項を削り、同条を第3条の4とする。

第3条の2財政部の項財政課の部に次の1号を加える。

- (10) 事業評価に関すること。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える

。第3条の2 デジタル統括本部の事務分掌は、次のとおりとする。

企画調整部

企画調整課

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会保障・税番号制度に係る企画及び調整に関すること。
- (3) デジタル人材の育成に関すること。
- (4) 最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者補佐監に関すること。
- (5) 最高情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ責任者補佐監に関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。
- (7) 統括本部内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (8) 統括本部の危機管理に関すること。
- (9) 他の課の主管に属しないこと。

デジタル・デザイン室

- (1) デジタル化の推進に係る企画、支援及び調整に関すること。
- (2) デジタル化の推進に係る民間事業者等との連携に関すること。
- (3) 情報システムの開発及び運用に係る総合的な支援及び調整に関すること。
- (4) その他デジタル化の推進に関すること。

D X 基盤課

- (1) 電子市役所の共通基盤システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) 行政情報ネットワークに係る開発、管理及び運用に関すること。
- (3) 行政情報クラウド基盤に係る企画、開発、管理及び運用に関すること。

住民情報基盤課

- (1) 基幹情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること（D X 基盤課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 情報技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他住民情報系システムの管理及び運用に必要な事項に関すること。

第4条 区政支援部の項区連絡調整課の部中第4号を削り、第5

号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

区政イノベーション推進課

- (1) 区政に関する機能の強化に関すること。

第4条区政支援部の項窓口サービス課の部を削り、同条に次のように加える。

窓口サービス部

窓口サービス課

- (1) 区役所の市民サービスの向上に係る総合調整に関すること。

- (2) 戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、特別永住事務、社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カード関係事務等の総括、改善及び指導に関すること。

- (3) 横浜市行政サービスコーナーに関すること。

- (4) 住居表示に関すること。

- (5) 市の区域に関すること。

- (6) 区の区域に関すること（区政支援部区連絡調整課の分掌事務第6号に係るものを除く。）。

- (7) 町区域の設定並びに町区域及び字区域の廃止及び変更並びに町名の変更にに関すること。

- (8) 町区域の設定並びに町区域及び字区域の廃止及び変更に伴う地番の整理に関すること。

- (9) 横浜市住居表示審議会に関すること。

- (10) パスポートセンターに関すること。

第4条の2総務部の項を削り、同条にぎわい創出戦略部の項にぎわい創出戦略課の部第2号中「こと」の次に「（他の局及び部の主管に属するものを除く。）」を加え、同部に次の3号を加える。

- (3) 都心臨海部を中心としたまちづくりに係るにぎわい創出に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。

- (4) eスポーツ振興施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。

- (5) 株式会社横浜アリーナに関すること。

第4条の2にぎわい創出戦略部の項の次に次のように加える。

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。

- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。

- (3) 局所管の外郭団体の総合調整に関すること。

- (4) 局の危機管理に関すること。

(5) 局の施策の総合的な企画、立案、調整、調査研究等に関すること。

(6) 他の部の主管に属しないこと。

第4条の2観光MICE振興部の項観光振興課の部中「観光振興課」を「観光振興・DMO地域連携課」に改め、同項MICE振興課の部中「国際局国際政策部国際連携課」を「国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課」に改め、同部第3号中「及び株式会社横浜アリーナ」を削り、同条文化芸術創造都市推進部の項創造都市推進課の部を削り、同項文化振興課の部に次の1号を加える。

(8) 部内他の課の主管に属しないこと。

第4条の2文化芸術創造都市推進部の項に次のように加える。

創造都市推進課

(1) 創造都市の形成に係る総合的な企画、調整及び事業の実施に関すること。

(2) 創造都市の形成に係る拠点の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整に関すること。

(3) 創造都市の形成に係るまちづくりに関すること。

(4) 横浜トリエンナーレに係る総合的な企画、調整及び事業の実施に関すること。

第4条の3政策調整部の項中「政策調整部」を「総務部」に改め、同項企画調整課の部第1号を次のように改める。

(1) 局主管事業に関する総合調整及び企画、地域経済に関する基本的調査並びに情報の収集、分析及び利用に関すること。

第4条の3政策調整部の項企画調整課の部第2号を削り、同部第3号を同部第2号とし、同条誘致推進部の項を削り、同条スタートアップ・イノベーション推進室の項を次のように改める。

ビジネスイノベーション部

イノベーション推進課

(1) 産学官が連携したイノベーションの推進に関すること。

(2) 新産業及び新事業の創出及び集積に係る総合調整に関すること。

(3) 創業及び起業の推進に関すること。

(4) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及び国家戦略特区の推進及び調整に関すること。

(5) 海外の企業等の横浜市への誘致に関すること。

(6) 市内企業の海外展開の推進に関すること。

(7) 海外都市との経済交流に関すること。

(8) 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団に関すること

。

- (9) 貿易関係団体等に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。  
企業投資促進課
- (1) 企業等の横浜市への誘致に関すること（イノベーション推進課の分掌事務第5号に係るものを除く。）。
- (2) 横浜市企業等誘致推進本部に関すること。
- (3) 産業集積の促進及び研究開発拠点の形成に関すること。
- (4) 事業所の適正立地及び立地環境等に係る調査及び企画に関すること。
- (5) 経済施策に関する土地利用の調整に関すること。
- (6) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出及び勧告に関すること。

第4条の3中小企業振興部の項中小企業振興課の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条市民経済労働部の項雇用労働課の部第3号中「政策調整部企画調整課」を「総務部企画調整課」に改める。

第5条こども福祉保健部の項こどもの権利擁護課の部第11号中「政策局男女共同参画推進課」を「政策経営局男女共同参画推進課」に改める。

第6条地域福祉保健部の項健康推進課の部を削り、同項の次に次のように加える。

健康推進部

健康推進課

- (1) 健康増進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 栄養改善に関すること。
- (3) 歯科口腔保健に関すること（こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課の分掌事務第4号に係るものを除く。）。
- (4) 献血の推進等に関すること。
- (5) 保健活動推進員に関すること。
- (6) 健康診査に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部生活支援課の分掌事務第15号に係るものを除く。）。
- (8) その他疾病対策に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 公害健康被害の補償及び公害保健福祉に関すること。
- (10) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (11) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。

第6条生活福祉部の項医療援助課の部中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同部第6号中「及び老人保健医療事業」を削り、同号を同部第7号とし、同部中第5号を第6号とし、同部第4号の次に次の1号を加える。

(5) 難病対策に関すること。

第6条の2総務部の項を削り、同条医療政策部の項の次に次のように加える。

総務部

総務課

- (1) 局内の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 医療、保健及び衛生に係る褒賞及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の財産管理に関すること。
- (6) 他の部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の人事に関すること。
- (2) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (3) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (4) 局所属職員等の研修、育成等に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

第6条の2地域医療部の項地域医療課の部第2号中「健康福祉局地域福祉保健部健康推進課」を「健康福祉局健康推進部健康推進課」に改め、同部第3号中「政策局大学調整課」を「総務局大学調整部大学調整課」に改め、同条健康安全部の項を削り、同条に次のように加える。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生动向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。
- (5) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること（保健所事務分掌規則第4条福祉保健課の項第1号及び第2号に掲げる事務を除く。）。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関する事。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関する事。
- (3) 環境衛生関係団体に関する事。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関する事。
- (5) 昆虫等の防除に関する事（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。
- (6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出等及び同法に係る事務の連絡調整に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (7) その他生活衛生に関する事（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関する事。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関する事。
- (3) と畜場の設置の許可等に関する事。
- (4) 食品の輸出に係る主務大臣への報告に関する事。
- (5) 食品等の回収に係る厚生労働大臣への報告等に関する事。
- (6) その他食品衛生に関する事（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項並びに第4条生活衛生課の項第6号、第9号から第11号まで及び第17号に掲げる事務を除く。）。
- (7) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関する事。
- (8) 衛生研究所に関する事。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法に基づく許可及び認可に関する事。

第6条の3を次のように改める。

第6条の3 みどり環境局の事務分掌は、次のとおりとする。

戦略企画部

戦略企画課

- (1) 局の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 局主管事業に関する基本的な計画の立案及び調査研究並び

- に総合調整に関すること。
- (3) 広域環境問題に関すること。
  - (4) 横浜市環境創造審議会及び横浜みどりアップ計画市民推進会議に関すること。
  - (5) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
  - (6) 環境保全基金に関すること。
  - (7) 自然保護奨励金の申請受付に関すること。
  - (8) 横浜市協働の森基金の管理に関すること。
  - (9) 公園緑地事業及び山林樹林地事業（公園緑地部公園緑地管理課の分掌事務第4号に規定する山林樹林地に係る事業をいう。以下同じ。）の基本方針、実施の計画及び推進に関すること。
  - (10) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること。
  - (11) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
  - (12) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る国等との調整に関すること。
  - (13) 横浜市みどり保全創造事業費会計及び横浜市みどり基金に関すること。
  - (14) 都市緑地法第7章に基づく緑地保全・緑化推進法人の指定等に関すること。
  - (15) 公園の公民連携に係る総合調整に関すること。
  - (16) 横浜市公園公民連携推進委員会に関すること。
  - (17) 横浜スタジアムの管理及び運営に関すること。
  - (18) 株式会社横浜スタジアムに関すること。

## 総 務 部

## 総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局主管の財産管理の総合調整に関すること（公園緑地部公園緑地管理課の分掌事務第9号に係るものを除く。）。
- (4) 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (5) 局の危機管理に関すること。
- (6) 公益財団法人横浜市緑の協会に関すること。
- (7) 他の部及び課の主管に属しないこと。

## 地 籍 調 査 課

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業に関すること。

## 公 園 緑 地 部

## 公園緑地管理課

- (1) 公園緑地の運営に関すること（公園緑地維持課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公園緑地の管理等の調整に関すること。
- (4) 公園緑地及び山林樹林地（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）に係るもの並びに市民の森、ふれあいの樹林及び市有緑地をいう。以下同じ。）の管理等に係る事故処理、訴訟等に関すること。
- (5) 公園緑地の供用等手続に関すること。
- (6) 公園の指定管理に関すること（動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (7) 横浜市市民利用施設予約システムに関すること（公園施設に係るものに限る。）。
- (8) 公園用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- (9) 公園緑地及び山林樹林地の財産管理及び土地に係る権利の得喪変更に関すること。
- (10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく開発行為等により設置される公園等の帰属に関すること。
- (11) 公園緑地及び山林樹林地の寄附に関すること。
- (12) 公園台帳に関すること。
- (13) 都市計画法に基づく開発行為による公園等の設置、樹木の保存及び表土の保全並びに土地区画整理事業等による公園等の設置についての協議並びにこれらに係る審査、指導及び検査に関すること。
- (14) 開発事業調整条例第18条第2項第4号及び第9号に基づく緑化等に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関すること。
- (15) 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第8条に規定する協定及び同条例第9条に規定する緑化等の推進に関する計画に関すること。
- (16) 首都圏近郊緑地保全法第7条に基づく保全区域における行為の届出に関すること及び都市緑地法第14条に基づく行為の届出、許可等に関すること。
- (17) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等に関すること。
- (18) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する

条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第3章に基づく緑地の保全のための制限に係る行為の許可等に関すること。

- (19) 地区計画条例第4章に基づく建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関すること。
- (20) 緑化地域における建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関すること。
- (21) 第16号から前号までに掲げる事務に関する違反是正のための指導及び措置に関すること。
- (22) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 公園緑地維持課

- (1) 公園緑地の維持に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること（公園緑地管理課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- (3) 公園緑地等の工事（以下この部において「局所管工事」という。）の設計資料の収集及び標準化に関すること。
- (4) 局所管工事（公園緑地等に係る維持委託業務を含む。次号及び第6号において同じ。）に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
- (5) 局所管工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (6) 局所管工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- (7) 土木事務所が行う公園緑地工事（公園緑地等に係る維持委託業務を含む。）の技術的事項に関すること。
- (8) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (9) 建設発生土の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- (10) 建設発生土に関する調査研究に関すること。
- (11) 工事等から発生する建設発生土及び舗装廃材等の再利用及び処分並びに処分地の設定等に係る対策に関すること。
- (12) 横浜市建設発生土対策協議会に関すること。

#### 動物園課

- (1) 動物園の企画、調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 動物園基金に関すること。
- (3) 繁殖センターに関すること。
- (4) 動物園並びに横浜動物の森公園（動物園を除く。）、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く

- 。 ) ( 以下「動物園等」という。 ) の管理 ( 権利の得喪又は変更を伴うものを除く。 ) に関すること。
- (5) 動物園等の使用及び占用に関すること。
- (6) 動物園等の使用料の徴収等に関すること。
- (7) 動物園等における禁止行為及び制限行為等の是正指導等に関すること。
- (8) 動物園等における都市公園法第27条及び横浜市公園条例 ( 昭和33年3月横浜市条例第11号 ) 第19条の規定による監督処分に関すること。
- (9) 動物園の運営及び維持に関すること ( 公園緑地事業課の分掌事務第4号及び第7号に係るものを除く。 ) 。
- (10) 横浜動物の森公園における公園緑地の建設用地 ( 里山ガーデンに限る。 ) の管理等に関すること。
- 公園緑地事業課
- (1) 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る建設計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること ( 脱炭素・GREEN × EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷公園整備課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。 ) 。
- (2) 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る再整備計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること ( 公園緑地事務所の主管に属するものを除く。 ) 。
- (3) 返還跡地等における公園緑地及び防災公園街区整備事業に係る都市計画決定のための原案作成及び整備に関すること ( 脱炭素・GREEN × EXPO推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課の分掌事務第2号に係るものを除く。 ) 。
- (4) 新横浜公園、横浜動物の森公園及び返還跡地等における公園緑地の建設用地の管理等に関すること ( 脱炭素・GREEN × EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷公園整備課の分掌事務第2号及び動物園課の分掌事務第10号に係るものを除く。 ) 。
- (5) 緑の環境をつくり育てる条例第7条に基づく保存すべき山林樹林地の指定に関すること。
- (6) 緑化工事の設計、施行及び移管に関すること。
- (7) 局所管の公園緑地及び横浜ふるさと村総合案内施設の電気設備等の維持管理に関すること。
- (8) 都市計画法に基づく開発行為及び土地区画整理事業等により設置される公園緑地の電気施設等に係る設計審査、指導及び検査に関すること。
- (9) 公園緑地の設置及び山林樹林地の指定の方針決定に関すること ( 脱炭素・GREEN × EXPO推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課の分掌事務第2号に係るものを除く。 ) 。

- (10) 公園緑地及び山林樹林地に係る用地の取得又は借受け等の事前調整に関すること（脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (11) 公園緑地及び山林樹林地に係る都市計画決定のための原案作成に関すること（脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- (12) 局主管事業に係る用地（以下この部において「事業用地」という。）の取得及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- (13) 事業用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- (14) 事業用地に係る地上権等の設定及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- (15) 事業用地、物件等の調査に関すること。
- (16) 取得事業用地等の登記手続に関すること。
- (17) 事業用地の取得等に伴う租税特別措置法等に基づく手続に関すること。
- (18) 事業用地の取得等に係る諸証明に関すること。
- (19) 事業用地の取得、借受け及び地上権等の設定並びにこれらに係る補償に伴う経理事務に関すること。
- (20) 横浜市協働の森基金に係る用地の取得等に関すること。  
環境活動事業課
- (1) 公園愛護会等に関すること。
- (2) 公園緑地の利用促進等に関すること。
- (3) 生物多様性に係る普及啓発に関すること。
- (4) 環境活動の推進及び広報に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (5) 環境教育の推進に関すること。
- (6) 横浜環境活動賞審査委員会に関すること。
- (7) 緑化の推進及び普及啓発に関すること。
- (8) 山林樹林地の保全管理並びに利用及び活用に係る総合調整に関すること。
- (9) 山林樹林地に関する環境活動支援センター及び公園緑地事務所との連絡調整に関すること。
- (10) 山林樹林地の愛護会に関すること。
- (11) 横浜自然観察の森に関すること。
- (12) 名木古木に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。

- (13) 森づくりボランティア団体に関すること（環境活動支援センター及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
  - (14) 緑の環境をつくり育てる条例第7条に基づき指定された山林樹林地の保全管理並びに利用及び活用に関すること（公園緑地事業課の分掌事務第1号に係るもの及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
  - (15) よこはま緑の街づくり基金に関する事業の調整に関すること。
  - (16) 都市緑地法第5章に基づく緑地協定の縦覧、認可等に関すること。
  - (17) 都市緑地法第6章第2節に基づく市民緑地設置管理計画の認定等に関すること。
  - (18) 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）第5条に規定する緑化部分の保全契約に関すること。
  - (19) 緑の環境をつくり育てる条例第4条から第6条までに規定する公共施設等の緑化に関すること。
  - (20) 緑の環境をつくり育てる条例第10条に基づく市民等への支援に関すること。
  - (21) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による鳥獣の捕獲許可及び飼養の登録並びに販売禁止鳥獣等の販売許可に関すること。
  - (22) 野生鳥獣対策等に係る総合調整に関すること。
- 農 政 部  
農 政 推 進 課
- (1) 農政施策の計画及び事業実施に係る総合調整に関すること。
  - (2) 農業協同組合その他の団体に関すること。
  - (3) 農業統計の調査及び報告並びに農業災害の調査、対策等に関すること。
  - (4) 農業委員会及び農業委員会連合会に関すること。
  - (5) 農業振興地域整備計画に関すること。
  - (6) 農地の利用及び保全に係る総合調整等に関すること。
  - (7) 市民利用型農園の計画及び総合調整に関すること。
  - (8) 農のある地域づくりの推進に係る総合調整に関すること。
  - (9) 農地法（昭和27年法律第229号）に関すること。
  - (10) 土地改良事業等の総合的な運営、技術的指導及び助成等に係る総合調整に関すること。
  - (11) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良区の設立認可等に関すること。
  - (12) 農業用施設等の整備に係る総合調整に関すること。

- (13) 農地及び農業用公共施設等の災害防止及び災害復旧に係る総合調整に関すること。
- (14) 農道用地に係る権利関係の整理等に関すること。
- (15) 水産に関すること。
- (16) 水産業協同組合その他の団体に関すること。
- (17) 漁港区域内の公有水面の埋立免許等に関すること。
- (18) 部内他の課の主管に属しないこと。

## 農業振興課

- (1) 農産物の生産振興の総合調整に関すること。
- (2) 農業従事者の育成に係る計画及び支援の総合調整に関すること。
- (3) 地産地消に関すること。
- (4) 環境保全型農業の推進の総合調整に関すること。
- (5) 米穀の生産調整に係る総合調整に関すること。
- (6) 農業金融に関すること。
- (7) 園芸の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- (8) 農産物の病虫害対策及び農薬安全使用に関すること。
- (9) 園芸団体に関すること。
- (10) 畜産の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- (11) 家畜防疫に関すること。

## 環境保全部

## 環境管理課

- (1) 公害問題等の処理に関する計画及び調整に関すること。
- (2) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく許可等に関すること。
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例等の普及啓発に関すること。
- (4) 公害防止のための相談及び指導に関すること。
- (5) 化学物質等に関する指導及び調整に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

## 大気・音環境課

- (1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭（以下この部において「大気汚染等」という。）の防止のための規制及び指導に関すること。
- (2) 大気汚染等に係る調査に関すること。
- (3) 公害等に関する苦情の相談及び処理に関すること（水・土壌環境課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (4) その他大気汚染等に関すること。

## 水・土壌環境課

- (1) 水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下及び地下水汚染（以下この

部において「水質汚濁等」という。)の防止のための規制及び指導に関すること。

- (2) 水質汚濁等に係る調査に関すること。
- (3) 水質汚濁等に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- (4) その他水質汚濁等に関すること。

環境影響評価課

- (1) 環境影響評価書等の受理、公告、縦覧等に関すること。
- (2) 環境影響評価の審査等に関すること。
- (3) 横浜市環境影響評価審査会に関すること。
- (4) 環境影響評価に関する相談及び指導に関すること。
- (5) 環境影響評価等に関する調査研究、情報の収集等に関すること。

第6条の3の次に次の1条を加える。

第6条の4 下水道河川局の事務分掌は、次のとおりとする。

マネジメント推進部

マネジメント推進課

- (1) 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 局主管事業に関する基本的な計画の立案及び総合調整に関すること。
- (3) 局主管事業の広報に関すること。
- (4) 下水道事業の基本方針及び実施の計画に関すること。
- (5) 下水道事業の経営計画等に関すること。
- (6) 下水道事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること

- (7) 下水道事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
- (8) 下水道に係る技術開発に関すること。
- (9) 下水道事業に係る国等との調整に関すること。
- (10) 公共下水道の事業計画の協議に関すること。
- (11) 都市計画法に基づく公共下水道の都市計画決定及び事業認可に係る原案作成に関すること。
- (12) 公共下水道管きょ並びに水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの附属施設（以下「水再生センター等」という。）の保全及び更新に関する総合調整に関すること。
- (13) 下水道に係る国際交流及び国際協力に関すること。
- (14) 横浜水ビジネス協議会に関すること（下水道に係るものに限る。）。
- (15) 下水道事業関係団体との連絡調整に関すること。

総務部

総務課

- (1) 局内の人事及び文書に関すること。
  - (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
  - (3) 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
  - (4) 局の危機管理に関すること。
  - (5) 他の部及び課の主管に属しないこと。
- 経 理 課
- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
  - (2) 下水道使用料に関すること。
  - (3) 下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
  - (4) 下水道事業の収入及び支出の認証に関すること。
  - (5) 下水道事業の金銭、有価証券及び物品の出納並びにこれらの保管に関すること。
  - (6) 下水道事業の決算に係る証書類の保管に関すること。
  - (7) 局主管の財産管理の総合調整に関すること（河川部河川管理課の分掌事務第8号に係るものを除く。）。
  - (8) その他局内の経理及び出納に関すること。
- 技 術 監 理 課
- (1) 下水道、河川等の工事（以下この部において「局所管工事」という。）の設計資料の収集及び標準化に関すること。
  - (2) 局所管工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
  - (3) 局所管工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
  - (4) 局所管工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
  - (5) 局所管工事の工事補償に係る総合調整に関すること。
  - (6) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 下 水 道 管 路 部  
管 路 保 全 課
- (1) 国、県、市等の所管する河川等の土地を占用する場合の調整及び道路を占用する場合の諸手続に関すること。
  - (2) 下水道台帳及び補完図書に関すること。
  - (3) 下水道用地に係る台帳及び利用の計画に関すること。
  - (4) 国、県等との公共下水道管きよの付替え等のための協議に関すること。
  - (5) 公共下水道の一時使用に係る調査及び統計に関すること。
  - (6) 公共下水道の施設（その敷地を含む。）に物件を設置する行為及び当該施設の占用に係る調査及び統計に関すること。
  - (7) 公共下水道の付近地での掘削工事及び公共下水道管きよの損傷事故に関すること。

- (8) 公共下水道の施設の払下げに関する事。
- (9) 公共下水道管理者以外の者が設置した排水施設（公共下水道となるべきものに限る。）の帰属に関する事。
- (10) 公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は維持に関する事。
- (11) 公共下水道管きよの清掃、修繕、改良等の維持管理に関する事。
- (12) 公共下水道管きよの維持管理及び受託による下水道管きよの工事（共同排水設備に係る工事を含む。）に係る計画、調査及び統計に関する事。
- (13) 公共下水道管きよの清掃委託及び当該委託の施行に係る調整並びに公共下水道管きよの改良工事に係る設計に関する事。
- (14) 公共下水道管きよの耐震対策等に関する事（管路整備課の分掌事務第6号及び下水道施設部施設管理課の分掌事務第1号に係るものを除く。）。
- (15) 道路法第71条の規定に基づく道路管理者の監督処分による公共下水道管きよの工事の設計及び施行に係る調整に関する事。
- (16) 受託による下水道管きよの工事（共同排水設備に係る工事を含む。）及び公共下水道管きよの修繕工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事（総務部技術監理課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- (17) 取付管の工事及び公共下水道管きよの修繕工事の設計単価、歩掛り等の作成並びにこれらの調整に関する事（総務部技術監理課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (18) 修繕工事の資材の購入等並びに課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関する事。
- (19) 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関する事。
- (20) 排水設備の設置、水洗便所への改造及びし尿浄化槽の廃止の指導に係る連絡調整に関する事。
- (21) 横浜市水洗化紛争仲介委員会に関する事。
- (22) 排水設備の設置命令、水洗便所への改造命令及びし尿浄化槽の廃止命令等に関する事。
- (23) 排水区域及び処理区域の決定及び公示に関する事。
- (24) 水洗便所改良工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る助成及び貸付け並びに排水設備設置工事に係る貸付けに関する事。
- (25) 雨水浸透ます設置助成金に関する事（土木事務所の主管に属するものを除く。）。
- (26) 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。

- こと。
- (27) 水洗化の普及に係る調査、施策の企画、統計等に関すること。
  - (28) し尿浄化槽排水の流末指導に関すること。
  - (29) 排水設備設置工事、水洗便所改造工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る計画の確認、指導、施行、検査等に関すること。
  - (30) 雨水浸透ますの設置に関すること。
  - (31) 既設排水設備の調査に関すること。
  - (32) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の審査、指導及び検査に関すること。
  - (33) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道の施設の払下げ等に関すること。
  - (34) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の帰属及び管理に係る協議に関すること。
  - (35) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は維持の協議に関すること。
  - (36) 開発事業調整条例第18条第2項第6号に基づく遊水池その他の適当な施設に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関すること。
  - (37) 共同排水設備工事の助成に関する企画及び連絡調整に関すること。
  - (38) 部内他の課の主管に属しないこと。
- 管路整備課
- (1) 下水道管きよに係る新設及び更新工事の設計並びに当該工事の施行の調整に関すること。
  - (2) 私道対策受託下水道工事及び共同排水設備受託工事との調整に関すること。
  - (3) 接続雨水浸透ます設置工事の設計及び施行の調整に関すること。
  - (4) 水路（水路敷を含む。）におけるせせらぎ緑道整備工事の設計及び施行の調整に関すること。
  - (5) 汚泥圧送管工事（下水道施設部施設整備課が所管する工事を除く。）の設計及び施行の調整に関すること。
  - (6) 下水道管きよに係る地震対策工事の設計及び施行の調整に関すること。
  - (7) 下水道管きよに係る合流改善対策工事の設計及び施行の調整に関すること。
  - (8) 課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関すること。
  - (9) 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関すること。

- (10) 下水道工事に係る水道、ガス等の企業者等との連絡調整に関すること。

下水道施設部

施設管理課

- (1) 水再生センター等の管理及び保全に関すること（水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 水再生センター等の運転の調整に関すること。
- (3) 水再生センター等の維持管理に係る調査及び統計並びに関係機関との協議に関すること。
- (4) 水再生センター等の電気及び機械等の技術研修に関すること。
- (5) 水再生センター及びポンプ場の要員宿舍の管理の調整に関すること。
- (6) 汚泥の有効利用に係る施設の管理に関すること。
- (7) その他水再生センター等に関すること。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

水質課

- (1) 下水道事業における水質及び汚泥等に係る調査、研究、分析及び測定等に関すること。
- (2) 水再生センターの水質の調整並びに下水及び汚泥等の分析等に関すること。
- (3) 汚泥の集約処理に伴う水再生センター間等の連絡調整に関すること。
- (4) 公共下水道を使用する工場及び事業場からの排水（以下この部において「工場排水」という。）に係る規制及び指導に関すること。
- (5) 工場排水の水質分析、測定及び調査研究に関すること。
- (6) 除害施設等管理責任者に関すること。

施設整備課

- (1) 水再生センター等に係る土木工事の設計及び施行に関すること（下水道事務所、水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 水再生センター等に係る建築工事及び造園工事に関する施行及び調整に関すること（下水道事務所、水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (3) 水再生センター等の工事に係る技術的調査に関すること。
- (4) 水再生センター等予定地の管理の調整に関すること。

設備課

- (1) 下水道に関する電気及び機械工事の設計、施行及び調整に関すること（施設管理課の分掌事務第1号に係るもの並びに

水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。 ) 。

- (2) 局所管の電気及び機械工事の技術的調査に関すること。

河 川 部

河川企画課

- (1) 河川、一般下水道及び雨水調整池等に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の事業に係る基本方針及び実施の計画に関すること。
- (3) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の統計、調査及び研究に関すること。
- (4) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の維持に関すること。
- (5) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の有効活用に関すること。
- (6) 河川、一般下水道及び雨水調整池等に係る土木事務所との連絡調整に関すること。
- (7) 河川の都市計画決定に関すること。
- (8) 河川の流域対策の計画に関すること。
- (9) 総合治水対策の推進に関すること。
- (10) 河川愛護活動及び水辺愛護会に関すること。
- (11) 水防に関すること。
- (12) 部内他の課の主管に属しないこと。

河川管理課

- (1) 河川、一般下水道及び雨水調整池の土地の占用（土木事務所の主管に属するものを除く。）及び占用料の徴収等（河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川（以下「一級河川」という。）及び同法第5条第1項に規定する二級河川（以下「二級河川」という。）の占用料の徴収を除く。）に関すること。
- (2) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の管理者以外の施行する工事等の承認に関すること。
- (3) 開発行為等に伴う河川、一般下水道及び雨水調整池等の指導及び管理に係る協議に関すること。
- (4) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の不法占用に関すること。
- (5) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の新設及び用途廃止（一級河川及び二級河川の指定等を除く。）並びに寄附及び譲渡等に関すること。
- (6) 河川管理権限の移譲に関すること。
- (7) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の台帳に関すること（

- 河川事業課の主管に属するものを除く。 ) 。
- (8) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の財産管理及び土地に係る権利の得喪変更に関すること。
  - (9) 都市計画法等に基づく開発行為等により設置される一般下水道及び雨水調整池の帰属に関すること。
  - (10) 開発事業調整条例第18条第2項第5号に基づく雨水流出抑制施設に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関すること。
  - (11) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第11条から第16条まで及び第19条から第28条までの規定に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定等に関すること。
  - (12) 特定都市河川浸水被害対策法第30条から第43条までの規定に基づく雨水浸透阻害行為に係る許可等に関すること。
  - (13) 特定都市河川浸水被害対策法第44条から第52条までの規定に基づく保全調整池の指定等に関すること。
  - (14) 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）別表第125項の2及び第126項の規定による国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づく事務並びに同表第156項及び第156項の3の規定による不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく事務（河川の用に供されている国土交通省所管不動産に係るものに限る。）に関すること。
  - (15) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の管理等に係る事故処理、審査請求、訴訟等に関すること。
  - (16) 河川区域内の公有水面の埋立免許に関すること。

## 河川事業課

- (1) 河川事業の執行調整及び国庫補助申請等に関すること。
- (2) 河川事業の再評価に関すること。
- (3) 河川等工事の設計及び施行に関すること。
- (4) 河川等工事に係る用地の測量その他の技術的調査に関すること。
- (5) 都市基盤河川の台帳に係る調査及び整備に関すること。
- (6) 河川の災害復旧の調整に関すること。
- (7) 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関すること。
- (8) 局主管事業に係る用地（以下この部中「事業用地」という。）の取得、借受け、地上権設定等並びにこれらに伴う補償、契約及び登記手続に関すること。
- (9) 事業用地、物件等の調査に関すること。
- (10) 事業用地の取得等に伴う租税特別措置法等に基づく手続に関すること。
- (11) 事業用地の取得等に係る諸証明に関すること。

- (12) 河川事業に係る用地の管理及び代替地に関すること（河川管理課の分掌事務第8号に係るものを除く。）。
- (13) 課主管事業に係る事業用地の収用手続きに関すること。
- (14) 河川、一般下水道及び雨水調整池等の電気及び機械設備等の新設、修繕等に関すること。

第7条総務部の項を削り、同条政策調整部の項の次に次のように加える。

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (4) 局に属する財産の管理に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収等に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 廃棄物処理の原価計算に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 局の危機管理に関すること。
- (8) 局の事務事業の広聴に関すること。
- (9) 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- (10) 他の部、課の主管に属しないこと。

職 員 課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局所属職員の労務及び研修に関すること。
- (3) 局所属職員の福利厚生及び安全衛生管理の総括に関すること。
- (4) 局所属職員の公務災害及び事故に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

第7条事業系廃棄物対策部の項事業系廃棄物対策課の部第9号中「環境創造局下水道管路部管路保全課」を「下水道河川局下水道管路部管路保全課」に改める。

第8条総務部の項を削り、同条企画部の項の次に次のように加える。

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 他の部、課の主管に属しないこと。

第8条建築指導部の項建築企画課の部第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項建築指導課の部第13号中「第30条第4項」を「第35条第4項」に改め、同条公共建築部の項保全推進課の部第5号中「（昭和48年8月達第33号）」を削り、「経済局、環境創造局」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局、経済局、みどり環境局、下水道河川局」に改め、同項施設整備課の部第1号中「第1号」の次に「及び第2号」を加え、同項学校整備課の部第1号中「学校」を「学校敷地内の施設」に改め、同部中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 教育委員会事務局が所管する施設の建築工事に関すること（前号に係るものを除く。）。

第9条総務部の項を削り、同条企画部の項に次のように加える

#### 基地対策課

- (1) 米軍施設の返還促進に関すること。  
 (2) 返還跡地の利用に関すること。  
 (3) 米軍施設に関する連絡及び調整に関すること。

第9条企画部の項の次に次のように加える。

#### 総務部

#### 総務課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。  
 (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。  
 (3) 局の危機管理に関すること。  
 (4) 他の部の主管に属しないこと。

第9条都心再生部の項中「都心再生部」を「都心活性化推進部」に改め、同項都心再生課の部の前に次のように加える。

#### 臨海部活性化推進課

- (1) 都心臨海部におけるまちづくりの推進に係る総合調整に関すること。  
 (2) 都心臨海部における地域まちづくりに関する相談、支援等に関すること（都心再生課の分掌事務第9号及びみなとみらい・東神奈川臨海部推進課の分掌事務第9号に係るものを除く。）。  
 (3) 部内他の課の主管に属しないこと。

第9条都心再生部の項都心再生課の部第20号を削り、同項臨海部活性化推進課の部を削り、同条市街地整備部の項市街地整備調整課の部第4号中「関すること（」の次に「脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課並びに」を加え、同部第5号中「関すること」の次に「（脱炭素・GREEN×EXPO推進

局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第5号に係るものを除く。)」を加え、同部第6号中「関すること(」の次に「脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課及び」を加え、同部第7号中「関すること」の次に「(脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部総務課の分掌事務第2号に係るものを除く。)」を加え、同部第9号中「関すること」の次に「(脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第5号に係るものを除く。)」を加え、同部第11号及び第15号中「関すること」の次に「(脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部技術監理課の分掌事務第3号に係るものを除く。)」を加え、同項市街地整備推進課の部第1号中「都心再生部、上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課」を「都心活性化推進部、脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課」に改め、同部第5号中「上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課」に改め、同条上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室の款を削る。

第9条の2総務部の項を次のように改める。

道路政策推進部

道路政策推進課

- (1) 道路空間の利活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 横浜市交通安全対策会議に関すること。
- (3) 交通安全対策の企画に関すること。
- (4) 交通安全の普及及び奨励に関すること。
- (5) 交通安全運動に関すること。
- (6) 交通安全に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (7) 交通安全対策に係る関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 通学路等の安全施設の計画、設計等に関すること(土木事務所の主管に属するものを除く。)
- (9) 横浜市自転車活用推進計画に関すること。
- (10) 横浜市自転車等施策検討協議会に関すること。
- (11) 自転車等の放置防止対策及び放置防止に係る総合調整に関すること。
- (12) 自転車駐車場設置に係る調整に関すること。
- (13) 自転車駐車場及び保管場所の运营管理に関すること。
- (14) 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会に関すること。
- (15) 建物式自転車駐車場の整備等に係る調整に関すること。
- (16) 民営自転車駐車場の整備助成に関すること。

(17) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年3月横浜市条例第3号）の施行に関すること。

(18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進のためのバリアフリー基本構想等に関すること。

第9条の2計画調整部の項企画課の部第1号中「関すること」の次に「（道路政策推進部道路政策推進課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部第3号中「都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課の分掌事務第2号」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課の分掌事務第2号及び上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課の分掌事務第1号」に改め、同部第5号を削り、同項技術監理課の部第3号中「並びに河川施設の機械、電気及び建築工事」を削り、同項の次に次のように加える。

総務部

総務課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 他の部、課の主管に属しないこと。

第9条の2道路部の項施設課の部第4号中「総務部交通安全・自転車政策課」を「道路政策推進部道路政策推進課」に改め、同条建設部の項建設課の部第5号中「（他の部の主管に属するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）」を削り、同条河川部の項を削る。

第10条総務部の項を削り、同条政策調整部の項の次に次のように加える。

総務部

総務課

- (1) 局内の人事及び文書に関すること。
- (2) 局に属する庁舎の管理に関すること。
- (3) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (4) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (5) 局の危機管理に関すること。
- (6) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) 埋立事業の予算の実施計画、資金計画その他の財政計画に関すること。
- (3) 埋立事業の一時借入金に関すること。
- (4) 埋立事業の請負契約並びに物品の供給及び売却に係る契約

に関する事。

- (5) 埋立事業の収入及び支出の認証に関する事。
- (6) 埋立事業の金銭、有価証券及び物品の出納並びにこれらの保管に関する事。
- (7) 埋立事業の棚卸に関する事。
- (8) 埋立事業の決算に係る証書類の保管に関する事。
- (9) 港湾施設使用料及び入港料の徴収に関する事。
- (10) その他局内の経理及び出納に関する事。

第10条港湾管理部の項港湾管財課の部第11号中「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。

第12条第1項中「及び副本部長」及び「及び副本局長」を削り、同条第5項中「、副本部長、副本局長」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

第13条第2項及び第3項を削り、同条中第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

第19条中「、副本部長、副本局長」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和41年12月横浜市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、副本局長」を削る。

(横浜市局区長会規則の一部改正)

第3条 横浜市局区長会規則(昭和29年12月横浜市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

第7条中「政策局総務部総務課」を「政策経営局総務部総務課」に改める。

(横浜市統計調査調整規則の一部改正)

第4条 横浜市統計調査調整規則(昭和42年8月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策局長」を「政策経営局長」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 報告を求める個人又は法人その他の団体

第3条第2項、第4条及び第5条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

第6条第1項中「経済センサス基礎調査規則(平成20年総務省令第125号)第10条第1項」を「経済センサス基礎調査規則(平成31年総務省令第46号)第9条第1項」に、「政策局長」を「政策経営局長」に改め、同条第2項中「政策局長」を「政策経営局

長」に改める。

第8条第1項中「政策局長」を「政策経営局長」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 報告を求める個人又は法人その他の団体

第8条第2項及び第9条から第11条までの規定中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市男女共同参画センター条例施行規則の一部改正)

第5条 横浜市男女共同参画センター条例施行規則(昭和63年6月横浜市規則第70号)の一部を次のように改正する。

第10条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第6条 横浜市男女共同参画推進条例施行規則(平成13年6月横浜市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第9条中「政策局」を「政策経営局」に改める。

第11条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市広報企画審議会規則の一部改正)

第7条 横浜市広報企画審議会規則(昭和39年6月横浜市規則第87号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市東京事務所規則の一部改正)

第8条 横浜市東京事務所規則(昭和49年3月横浜市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「政策局」を「政策経営局」に改める。

第4条第1項、第6条及び第7条中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部改正)

第9条 横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則(平成18年12月横浜市規則第145号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「政策局長」を「政策経営局長」に改める。

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第10条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成24年5月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「政策局政策担当理事」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局担当理事」に改める。

(横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部改正)

第11条 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則(昭和62年3月横浜市規則第59号)の一部を次のように改正する。

表中「政策局政策担当理事」を「脱炭素・GREEN × EXPO 推進局担当理事」に改める。

(横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

第12条 横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和35年5月横浜市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2の表中「政策局政策担当理事」を「脱炭素・GREEN × EXPO 推進局担当理事」に改める。

(横浜市被服貸与規則の一部改正)

第13条 横浜市被服貸与規則(平成12年3月横浜市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「温暖化対策統括本部」を「脱炭素・GREEN × EXPO 推進局」に、「環境創造局」を「みどり環境局、下水道河川局」に改め、同表2の項中「環境創造局環境保全部」を「みどり環境局環境保全部、下水道河川局下水道施設部」に改め、同表17の項を次のように改める。

17	削除				
----	----	--	--	--	--

別表69の項を次のように改める。

69	削除				
----	----	--	--	--	--

別表76の項中「環境創造局みどりアップ推進部環境活動支援センター、」を「みどり環境局公園緑地部環境活動支援センター又は」に改め、「又は公園緑地部公園緑地管理課」を削り、同表83の項中「道路局」を「下水道河川局」に改める。

(横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年10月横浜市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市契約事務委任規則の一部改正)

第15条 横浜市契約事務委任規則(平成11年4月横浜市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「環境創造局」を「みどり環境局、下水道河川局」に改める。

別表中「政策局」を「政策経営局」に、「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。

(横浜市職員の職務発明に関する規則の一部改正)

第16条 横浜市職員の職務発明に関する規則(昭和47年3月横浜市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「政策局総務部長」を「政策経営局総務部長」に改める。

(横浜市工事安全管理規則の一部改正)

第17条 横浜市工事安全管理規則(昭和45年7月横浜市規則第89号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「環境創造局」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局」に改める。

(横浜市パスポートセンター規則の一部改正)

第18条 横浜市パスポートセンター規則(令和元年9月横浜市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「国際局」を「市民局」に改める。

第2条第3号を削る。

第6条第1項及び第8条中「国際局国際政策部長」を「市民局窓口サービス部長」に改める。

第9条中「国際局長」を「市民局長」に改める。

(横浜市区役所事務分掌規則の一部改正)

第19条 横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「環境創造局」を「みどり環境局、下水道河川局」に改める。

(横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部改正)

第20条 横浜市市民局区政支援部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則(平成20年7月横浜市規則第81号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則

第1条及び第2条中「市民局区政支援部窓口サービス課」を「市民局窓口サービス部窓口サービス課」に改める。

(横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部改正)

第21条 横浜市マイナンバーカード特設センター規則(令和3年4月横浜市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項、第7条第2項及び第8条中「市民局区政支援部長」を「市民局窓口サービス部長」に改める。

(横浜市都市緑地法施行細則の一部改正)

第22条 横浜市都市緑地法施行細則(昭和49年12月横浜市規則第163号)の一部を次のように改正する。

第28条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部改正)

- 第23条 横浜市首都圏近郊緑地保全法施行細則（平成27年1月横浜市規則第1号）の一部を次のように改正する。
- 第5条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。
- （横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の一部改正）
- 第24条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号）の一部を次のように改正する。
- 第30条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。
- （横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正）
- 第25条 横浜市環境影響評価条例施行規則（平成23年6月横浜市規則第67号）の一部を次のように改正する。
- 第56条中「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。
- 第61条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。
- （横浜市環境科学研究所規則の一部改正）
- 第26条 横浜市環境科学研究所規則（昭和51年4月横浜市規則第49号）の一部を次のように改正する。
- 第1条第1項中「環境創造局政策調整部」を「みどり環境局環境保全部」に改める。
- 第4条第1項、第8条及び第9条中「環境創造局政策調整部長」を「みどり環境局環境保全部長」に改める。
- 第11条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。
- （横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部改正）
- 第27条 横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則（平成11年3月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。
- 第4条第1項中「環境創造局総務部経理経営課長（以下「経理経営課長」を「下水道河川局総務部経理課長（次条第1項において「経理課長」に改める。
- 第5条第1項中「経理経営課長」を「経理課長」に、「すべて」を「全て」に改める。
- 第6条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。
- （横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則の一部改正）
- 第28条 横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則（平成11年3月横浜市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「環境創造局総務部経理経営課長（以下「経理経営課長」を「下水道河川局総務部経理課長（以下この項及び第5条において「経理課長」に、「経理経営課長に」を「経理課長に」に改める。

第5条中「経理経営課長」を「経理課長」に改める。

第7条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

第1号様式中「環境創造局経理経営課長」を「下水道河川局経理課長」に改める。

第2号様式中

「

経理経営 課長
------------

」

を

「

経理課長
------

」

に改める。

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部改正）

第29条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和39年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書及び第6条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

第7条第2項中「環境創造局総務部総務課長」を「下水道河川局総務部総務課長」に改める。

第10条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第30条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第29条中「環境創造局環境保全部環境管理課」を「みどり環境局環境保全部環境管理課」に改める。

第89条第9項、第89条の2第2項及び第90条の6第4項中「環境創造局環境保全部環境管理課」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課」に改める。

第94条中「環境創造局長」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局長、みどり環境局長」に改める。

別表第10備考中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改め

る。

第3号様式注意2及び第8号様式注意2中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜自然観察の森条例施行規則の一部改正)

第31条 横浜自然観察の森条例施行規則(昭和61年3月横浜市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市こども植物園規則の一部改正)

第32条 横浜市こども植物園規則(昭和54年6月横浜市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市農政事務所規則の一部改正)

第33条 横浜市農政事務所規則(昭和44年9月横浜市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「環境創造局農政部長」を「みどり環境局農政部長」に改め、「(以下「所務」という。)」を削る。

第8条中「環境創造局農政部長」を「みどり環境局農政部長」に改める。

第10条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市動物園条例施行規則の一部改正)

第34条 横浜市動物園条例施行規則(昭和63年3月横浜市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境創造局長」を「みどり環境局長」に改める。

(横浜市水洗便所設備資金助成及び貸付規則の一部改正)

第35条 横浜市水洗便所設備資金助成及び貸付規則(昭和55年4月横浜市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第23条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

(横浜市排水設備指定工事店規則の一部改正)

第36条 横浜市排水設備指定工事店規則(平成11年1月横浜市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

(横浜市環境創造局下水道事務所規則の一部改正)

第37条 横浜市環境創造局下水道事務所規則(昭和44年11月横浜市規則第110号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市下水道河川局下水道事務所規則

第1条第1項中「環境創造局下水道管路部」を「下水道河川局下水道管路部」に改める。

第2条第1号中「環境創造局下水道管路部管路保全課」を「下水道河川局下水道管路部管路保全課」に改め、同条第2号中「環

境創造局下水道施設部水再生センター」を「下水道河川局下水道施設部水再生センター」に、「下水道施設整備課」を「施設整備課」に改め、同条第3号中「環境創造局下水道施設部下水道施設整備課」を「下水道河川局下水道施設部施設整備課」に改める。

第4条第1項中「環境創造局下水道管路部長」を「下水道河川局下水道管路部長」に改め、同条第2項中「環境創造局下水道施設部の」を「下水道河川局下水道施設部の」に、「環境創造局下水道施設部長」を「下水道河川局下水道施設部長」に改める。

(横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第38条 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成3年9月横浜市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「

1 港湾局 2 環境創造局 3 市民局 4 その他

」

を

「

1 港湾局 2 下水道河川局 3 みどり環境局  
4 その他

」

に改める。

(横浜市河川の管理に関する規則の一部改正)

第39条 横浜市河川の管理に関する規則(昭和42年3月横浜市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「道路局河川部河川管理課」を「下水道河川局河川部河川管理課」に改める。

第9条中「道路局長」を「下水道河川局長」に改める。

(横浜市消防局組織規則の一部改正)

第40条 横浜市消防局組織規則(昭和38年10月横浜市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項救急部の項中 「救急課」を 「救急企画課 救急指導課」に改め

、同条第3項総務部の項企画課の部に次の2号を加える。

(9) 消防科学化の研究及び開発に関すること。

(10) 消防用車両、消防用個人装備その他資機材の研究、開発及び改善に関すること。

第2条第3項予防部の項予防課の部中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 鑑識及び鑑定に関すること。

第2条第3項救急部の項救急課の部を次のように改める。

救急企画課

- (1) 救急の企画に関すること。
- (2) 救命指導医に関すること。
- (3) 医療機関等に関すること。
- (4) 救急資器材及び救急薬品に関すること。
- (5) 救急統計に関すること。

救急指導課

- (1) 救急活動に関すること。
- (2) 救急教育に関すること。
- (3) 救急救命士に関すること。
- (4) 救急医療及び救急技術の調査研究及び指導に関すること。
- (5) 横浜市救急ワークステーションの管理及び運営に関すること。
- (6) 横浜市救急救命士養成所の管理及び運営に関すること。
- (7) 応急処置の普及に関すること。
- (8) 民間の患者等搬送事業の指導及び認定に関すること。

第5条第1項中「消防局に副局長、」を削り、同条第3項中「副局長、」を削り、同条第4項を削る。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(横浜市消防訓練センター規則の一部改正)

第41条 横浜市消防訓練センター規則(昭和51年4月横浜市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中

「管理・研究課 教育課」を「校務課 教育課」に改め、同条第2項管理・研究課の部中「管理・研究課」を「校務課」に改め、同部中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とする。

(横浜市環境創造局総務部総務課及び経理経営課の職員の兼務に関する規則の廃止)

第42条 横浜市環境創造局総務部総務課及び経理経営課の職員の兼務に関する規則(平成23年3月横浜市規則第35号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事務分掌規則（以下「旧規則」という。）、第8条の規定による改正前の横浜市東京事務所規則、第18条の規定による改正前の横浜市パスポートセンター規則、第21条の規定による改正前の横浜市マイナンバーカード特設センター規則、第26条の規定による改正前の横浜市環境科学研究所規則、第37条の規定による改正前の横浜市環境創造局下水道事務所規則及び第41条の規定による改正前の横浜市消防訓練センター規則の規定による次表の左欄に掲げる局等、室、部等若しくは課等（旧規則の規定による部に属する課に相当する組織を含む。）の統括本部長、局長、室長、部長、所長、課長、センター長、副所長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市事務分掌規則（以下「新規則」という。）、第8条の規定による改正後の横浜市東京事務所規則、第18条の規定による改正後の横浜市パスポートセンター規則、第21条の規定による改正後の横浜市マイナンバーカード特設センター規則、第26条の規定による改正後の横浜市環境科学研究所規則、第37条の規定による改正後の横浜市下水道河川局下水道事務所規則及び第41条の規定による改正後の横浜市消防訓練センター規則の規定による同表の右欄に掲げる局、室、部等若しくは課等（新規則の規定による部に属する課に相当する組織を含む。）の局長、室長、部長、所長、課長、センター長、副所長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられたものとする。

局等	室	部等	課等	局	室	部等	課等
温暖化 対策統 括本部		企画調 整部	S D G s 未 来 都 市 推 進 課	脱炭素 ・ GREEN × EXPO 推進局		脱炭素 社会移 行推進 部	S D G s 未 来 都 市 推 進 課
政策局		総務部		政策経 営局		総務部	



国際局	国際政策部	基地対策課	都市整備局 国際局	企画部 総務部	基地対策課
		政策総務課	市民局		政策総務課
		パートナーセンター 一南パーク スタセンター		窓口サービス部	パートナーセンター 一南パーク スタセンター
市民局	区政支援部	窓口サービス課 イノベーション センター		窓口サービス部	窓口サービス課 イノベーション センター
にぎわいスポーツ文化局	観光MICE振興部	観光振興課	にぎわいスポーツ文化局	観光MICE振興部	観光振興・DMO地域連携課
経済局	政策調整部	総務課 企画調整課	経済局	総務部	総務課 企画調整課
健康福祉局	地域福祉部	健康推進課	健康福祉局	健康推進部	健康推進課
環境創造局	政策調整部	技術監	下水道局 河川局	総務部	技術監

		理 課 環 境 影 響 評 価 課 環 境 科 環 学 研 究 所	み どり 環 境 局			環 境 保 全 部	理 課 環 境 影 響 評 価 課 環 境 科 環 学 研 究 所
	総 務 部	經 理 經 営 課 調 地 籍 調 査 課	下 水 道 河 川 局 み どり 環 境 局			総 務 部 総 務 部	經 理 課
	環 境 保 全 部	環 境 管 理 課 ・ 環 大 音 環 境 水 ・ 土 境 壤 課 地 保 緑 全 推 進 課				環 境 保 全 部	環 境 管 理 課 ・ 環 大 音 環 境 水 ・ 土 境 壤 課 地 保 緑 全 推 進 課
	み どり ア ッ プ 推 進 部 農 政 部	農 政 推 進 課 振 興 課 農 北 部 農 政 事 務 所 南 部 農 政 事 務 所				公 園 緑 地 部	公 園 緑 地 事 業 課
	公 園 緑 地 部	農 政 推 進 課 振 興 課 農 北 部 農 政 事 務 所 南 部 農 政 事 務 所				農 政 部	農 政 推 進 課 振 興 課 農 北 部 農 政 事 務 所 南 部 農 政 事 務 所
		公 園 緑 地 管 理				公 園 緑 地 部	公 園 緑 地 管 理

<p>都 市 整 備 局</p>	<p>下 水 道 計 画 調 整 部</p> <p>下 水 道 管 路 部</p> <p>下 水 道 施 設 部</p> <p>都 心 再 生 部</p>	<p>課 園 緑 公 園 持 地 維 持 課 物 園 動 物 園 課 園 緑 公 園 備 地 整 備 課</p> <p>下 水 道 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 課</p> <p>管 路 保 全 課 整 管 路 備 課 整 備 課 道 務 所</p> <p>下 水 道 施 設 管 理 課 道 課 下 水 道 課 水 質 道 課 下 水 道 課 施 設 整 備 課 道 課 下 水 道 課 設 備 課</p> <p>都 心 再</p>	<p>下 水 道 河 川 局</p> <p>都 市 整 備 局</p>	<p>マ ネ ジ メ ン ト 推 進 部</p> <p>下 水 道 管 路 部</p> <p>下 水 道 施 設 部</p> <p>都 心 活 性 化 推 進 部</p>	<p>課 園 緑 公 園 持 地 維 持 課 物 園 動 物 園 課 園 緑 公 園 業 地 事 業 課</p> <p>マ ネ ジ メ ン ト 推 進 課</p> <p>管 路 保 全 課 整 管 路 備 課 整 備 課 道 務 所</p> <p>施 設 管 理 課</p> <p>水 質 課</p> <p>施 設 整 備 課</p> <p>設 備 課</p> <p>都 心 再</p>
----------------------	---	--	---	---	---

<p>道路局</p>	<p>上瀬谷 整備・園 国際園 芸博覧 会推進 室</p>	<p>国際園 芸博覧 会推進 部</p> <p>上瀬谷 整備推 進部</p> <p>河川部</p>	<p>生課 みな みらい ・東神 奈川臨 海部推 進課 臨海部 活性化 推進課</p> <p>国際園 芸博覧 会推進 課</p> <p>上瀬谷 整備推 進課 上瀬谷 交通整 備課</p> <p>河川企 画課 河川管 理課 河川事 業課 管理・ 研究課</p>	<p>脱炭素 ・GREEN × EXPO 推進局</p> <p>下水道 河川局</p> <p>消防局</p>	<p>GREEN × EXPO 推 進部</p> <p>上瀬谷 整備推 進部</p> <p>上瀬谷 交通整 備部 河川部</p>	<p>生課 みな みらい ・東神 奈川臨 海部推 進課 臨海部 活性化 推進課</p> <p>GREEN × EXPO 推 進課</p> <p>上瀬谷 整備推 進課 上瀬谷 交通整 備課</p> <p>河川企 画課 河川管 理課 河川事 業課 校務課</p>	<p>消防訓 練セン ター</p>
------------	---	---	---	--	--	---	---------------------------

3 この規則の施行の際現に第28条の規定による改正前の横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則、第30条の規定

による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則及び第38条の規定による改正前の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第29号

市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長代理順序規則の一部改正)

第1条 市長代理順序規則(平成7年6月横浜市規則第71号)の一部を次のように改正する。

本則中

「第2順位 城 博俊 副市長  
第3順位 伊地知 英弘 副市長  
第4順位 大久保 智子 副市長」

を

「第2順位 伊地知 英弘 副市長  
第3順位 大久保 智子 副市長  
第4順位 佐藤 広毅 副市長」

に改める。

(横浜市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 横浜市副市長事務分担規則(昭和34年6月横浜市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分担事務)

第2条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担当する。

平原敏英副市長

- (1) 脱炭素・GREEN × EXPO 推進局に属する事務
- (2) みどり環境局に属する事務
- (3) 下水道河川局に属する事務
- (4) 建築局に属する事務
- (5) 都市整備局に属する事務
- (6) 道路局に属する事務
- (7) 港湾局に属する事務

伊地知英弘副市長

- (1) 政策経営局に属する事務
- (2) デジタル統括本部に属する事務
- (3) 財政局に属する事務
- (4) 消防局に属する事務
- (5) 教育に関する事務

- (6) 鶴見区に属する事務
- (7) 磯子区に属する事務
- (8) 港北区に属する事務
- (9) 都筑区に属する事務
- (10) 戸塚区に属する事務
- (11) 泉区に属する事務

大久保智子副市長

- (1) 総務局に属する事務
- (2) 医療局及び医療局病院経営本部に属する事務
- (3) 資源循環局に属する事務
- (4) 水道局に属する事務
- (5) 交通局に属する事務
- (6) 会計室に属する事務
- (7) 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び  
 び議会局に関する事務
- (8) 西区に属する事務
- (9) 保土ヶ谷区に属する事務
- (10) 旭区に属する事務
- (11) 金沢区に属する事務
- (12) 緑区に属する事務
- (13) 栄区に属する事務

佐藤広毅副市長

- (1) 国際局に属する事務
- (2) 市民局に属する事務
- (3) にぎわいスポーツ文化局に属する事務
- (4) 経済局に属する事務
- (5) こども青少年局に属する事務
- (6) 健康福祉局に属する事務
- (7) 神奈川区に属する事務
- (8) 中区に属する事務
- (9) 南区に属する事務
- (10) 港南区に属する事務
- (11) 青葉区に属する事務
- (12) 瀬谷区に属する事務

第3条第4項中「及び区政に共通する事項」を削り、同条中第  
 5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 区政に共通する事項の調整は、佐藤広毅副市長が掌理する。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 平原敏英副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務
伊地知英弘副市長	建築局及び都市整備局に属する事務
大久保智子副市長	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局、みどり環境局及び下水道河川局に属する事務
佐藤広毅副市長	道路局及び港湾局に属する事務

(2) 伊地知英弘副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	政策経営局及び財政局に属する事務	
大久保智子副市長	デジタル統括本部及び消防局に属する事務	鶴見区、港北区及び都筑区に属する事務
佐藤広毅副市長	教育に関する事務	磯子区、戸塚区及び泉区に属する事務

(3) 大久保智子副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務等	区に属する事務
平原敏英副市長	総務局、交通局及び会計室に属する事務並びに選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局に関する事務	
伊地知英弘副市長	資源循環局及び水道局に属する事務	西区、保土ヶ谷区及び旭区に属する事務
佐藤広毅副市長	医療局及び医療局病院経営本部に属する事務	金沢区、緑区及び栄区に属する事務

(4) 佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたとき。

副市長	掌理する事務	
	局に属する事務	区に属する事務
平原敏英副市長	国際局及びにぎわいスポーツ文化局に属する事務	
伊地知英弘副市長	経済局及び健康福祉局	港南区、青葉区

長	に属する事務	及び瀬谷区に属する事務
大久保智子副市長	市民局及びこども青少年局に属する事務	神奈川区、中区及び南区に属する事務

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 平原敏英副市長及び伊地知英弘副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任意務は大久保智子副市長が、伊地知英弘副市長の担任意務は佐藤広毅副市長がそれぞれ掌理する。
- (2) 平原敏英副市長及び大久保智子副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任意務は伊地知英弘副市長が、大久保智子副市長の担任意務は佐藤広毅副市長がそれぞれ掌理する。
- (3) 平原敏英副市長及び佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、平原敏英副市長の担任意務は伊地知英弘副市長が、佐藤広毅副市長の担任意務は大久保智子副市長がそれぞれ掌理する。
- (4) 伊地知英弘副市長及び大久保智子副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、伊地知英弘副市長の担任意務は平原敏英副市長が、大久保智子副市長の担任意務は佐藤広毅副市長がそれぞれ掌理する。
- (5) 伊地知英弘副市長及び佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、伊地知英弘副市長の担任意務は平原敏英副市長が、佐藤広毅副市長の担任意務は大久保智子副市長がそれぞれ掌理する。
- (6) 大久保智子副市長及び佐藤広毅副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、大久保智子副市長の担任意務は平原敏英副市長が、佐藤広毅副市長の担任意務は伊地知英弘副市長がそれぞれ掌理する。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第30号

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月横浜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「限る」の次に「。第7条の2において同じ」を加え、同条第4号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「平成4年3月横浜市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第7条第3項中「平成24年5月横浜市規則第62号」の次に「。以下「期末・勤勉手当規則」という。」を加え、同条の次に次の6条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第7条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める者は、一会計年度において任用される期間が通算して6月以上の者のうち、基準日において次に掲げる者に該当するもの以外の者とする。

- (1) 第5条各号（第4号を除く。）に掲げる者
- (2) 育児休業法第2条第1項の育児休業をしている者のうち、育児休業条例第5条の3第2項の規定により勤勉手当の支給を受けるもの以外の者

（勤勉手当の算定基礎額）

第7条の3 日額パートタイム会計年度任用職員に対する条例第8条の2第2項の規定による勤勉手当の額の算定に当たっては、第6条の規定を準用する。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第7条の4 条例第8条の2第2項の勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間を通算した期間とする。

2 任命権者は、前項の期間に第7条第2項各号に掲げる期間を算入することができる。

3 前2項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第5条第1号又は第5号に掲げる者として在職した期間及び期末・勤勉手当規則第18条第2項第1号の規定により除算する期間又はこれに相当する期間の全期間
- (2) 育児休業法第2条第1項の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間又はこれに相当す

る期間の全期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

- (3) 育児休業法第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を受けて勤務をしなかった期間（当該部分休業をした職員の1週間の要勤務日（横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年3月横浜市規則第16号。以下「勤務時間・休暇規則」という。）第5条第1項の要勤務日をいう。以下同じ。）又は一会計年度の要勤務日の日数に応じて別に定めるところにより換算した期間）が30日を超える場合には、その勤務をしなかった全期間又はこれに相当する期間の全期間

（勤勉手当の勤務成績に応じた割合）

第7条の5 条例第8条の2第2項に規定する勤務成績に応じて任命権者が定める割合に関する市長が定める基準は、次に掲げる割合を乗じて得た割合を基準とする。

- (1) 条例第8条の2第3項の規定を考慮した割合（以下「標準支給割合」という。）  
 (2) 業務実績に応じた割合（以下「成績率」という。）  
 (3) 勤怠状況に応じた割合（以下「勤怠割合」という。）

（勤勉手当の標準支給割合及び成績率）

第7条の6 標準支給割合は、期末・勤勉手当規則別表第2第1号の表の行政職員給料表の適用を受ける職員（首席指導主事等の職にある職員を除く。）の項に規定する割合（1級から3級までに属する職員又は専任職の職にある職員に係る部分に限る。）とする。

2 成績率は、期末・勤勉手当規則第21条第2項第1号に定める範囲内で業務実績に応じて任命権者が定める割合とする。

（勤勉手当の勤怠割合）

第7条の7 勤怠割合は、期末・勤勉手当規則第22条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「給与条例」とあるのは「一般職職員給与条例」と、同項第2号

中「第18条第1項の勤務期間（条例第3条第4項において準用する条例第2条第5項の規定により当該勤務期間とみなされる企業職員として勤務した期間及び第19条第1項において準用する第7条第1項（第2号を除く。）又は第2項の規定により当該勤務期間に算入される期間を含み、第18条第2項から第4項まで及び第19条第2項」とあるのは「第7条の4第1項及び第2項の勤務期間（同条第3項」と、「横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第5条第1項」とあるのは「勤務時間・休暇規則第14条第1項」と、「同条例第5条の2」とあるのは「勤務時間・休暇規則第15条」と、「欠勤（同条例」とあるのは「欠勤（勤務時間・休暇規則第13条第1項の規定においてその例によるものとされた横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）」と、同項第5号中「日数に」とあるのは「欠勤日数の区分に」と、同項第6号から第8号までは及び同条第2項中「又は国家公務員法第82条の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとする。

2 介護休暇、介護時間及び欠勤の日数の計算については、次に定めるところによる。

(1) 介護休暇又は欠勤（時間単位等によるもの及び病気休暇を除く。以下この号において同じ。）をした期間中に勤務時間・休暇規則第4条第1項の規定による勤務を要しない日その他これに相当する日（以下「勤務不要日」という。）又は勤務時間・休暇規則第10条の休日その他これに相当する日（以下「休日」という。）がある場合は、当該勤務不要日又は休日をそれぞれ介護休暇又は欠勤をした日とみなす。ただし、勤務不要日又は休日が介護休暇を取得した日と欠勤をした日との間又は異なる事由による欠勤をした日との間にある場合にあっては、この限りでない。

(2) 介護休暇又は欠勤の日数（前号の規定により介護休暇又は欠勤をした日とみなされる勤務不要日又は休日を除く。）は、その者の1週間の要勤務日又は一会計年度の要勤務日の日数に応じて別に定めるところにより換算した日数とする。

(3) 時間単位等による介護休暇、介護時間及び欠勤の日数は、勤務期間において取得し、及び発生したこれらの時間の合計時間を次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間で除して得た日数とする。

ア 要勤務日ごとのその者について定められた1日当たりの勤務時間が同一である会計年度任用職員 要勤務日ごとの当該勤務時間の時間数  
イ ア以外の会計年度任用職員 別に定める時間数

第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条の7第1項）

勤務期間	欠勤日数		
	1週間の要勤務日が5日又は一会計年度の要勤務日が年217日以上である職員の欠勤日数	1週間の要勤務日が4日又は一会計年度の要勤務日が年169日から216日までである職員の欠勤日数	1週間の要勤務日が3日又は一会計年度の要勤務日が年168日以下である職員の欠勤日数
6箇月	3日から8日まで	3日から7日まで	2日から5日まで
5箇月以上 6箇月未満	3日から7日まで	3日から6日まで	2日から5日まで
4箇月以上 5箇月未満	3日から6日まで	2日から5日まで	2日から4日まで
3箇月以上 4箇月未満	2日から5日まで	2日から4日まで	1日から3日まで
2箇月以上 3箇月未満	2日から3日まで	2日から3日まで	1日から2日まで
1箇月以上 2箇月未満	1日から2日まで	1日から2日まで	1日から2日まで
1箇月未満	1日	1日	1日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第31号

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成22年3月横浜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第32号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則第7条の2の規定により現に徴収金の収納事務を委託している者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該徴収金の収納事務を委託することができる。

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第33号

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則（昭和31年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第3条 中「延滞税外収入金」を「納期限内に完納されない税外収入金（以下「延滞税外収入金」という。）」に、「領収した」を「受領した」に改め、「（別記第2号様式）」を削り、同条ただし書を削る。

第5条 中「会計規則第94条の規定」を「会計管理者が定めるところ」に改める。

第6条を次のように改める。

（延滞金の免除）

第6条 条例第6条の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 納付義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 免除を申請する延滞金の額

(3) 延滞金の免除を必要とする事由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書を受理した場合において、承認又は不承認を決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の規則に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

第7条を削る。

第8条 中「会計規則」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を

加える。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

別記第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市の債権の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第34号

横浜市の債権の管理等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市の債権の管理等に関する規則（平成30年3月横浜市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる種類の有価証券

ア 横浜市公債証券

イ 国債証券

ウ 地方債証券

エ 日本銀行適格担保社債

オ 市長が適格と認める公社債証券

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の有価証券のうち記名証券については、委任状及び売却承諾書を添付する等法律上本市がその所有権を取得できる手続を経た後でなければ、これを徴してはならない。

第12条第4項に次の1号を加える。

(6) 当該市の債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額について履行したときは、履行期限が先に到来する債権から順次充当することができること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市の債権の管理等に関する規則第12条第4項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後にする履行延期の特約等について適用する。

横浜市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第35号

横浜市契約規則の一部を改正する規則

横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「入札に」を「入札又は見積書の徴収に」に改める。

第10条中「、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第3条第1項に定めるもののほか」を削り、第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、第1号を第6号とし、同条に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 横浜市公債証券額面金額
- (2) 国債証券額面金額の9割以内
- (3) 地方債証券額面金額の9割以内
- (4) 日本銀行適格担保社債額面金額の9割以内
- (5) 市長が適格と認める公社債証券適正な時価の9割以内

第10条に次の1項を加える。

2 前項の担保のうち記名証券については、委任状及び売却承諾書を添付する等法律上本市がその所有権を取得できる手続を経た後でなければ、これを徴してはならない。

第15条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合は、別に定める方法により入札に参加することができる。

第28条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条第3項中「一般競争入札に参加しよう」とあるのは「見積書の徴収に応じよう」と、「入札金額」とあるのは「見積金額」と、「とともに」とあるのは「とともに、市長が別に定める場合にあっては」と、「入札期間」とあるのは「見積期間」と、同項ただし書中「入札に参加する」とあるのは「見積書を提出する」と、同条第6項中「入札に参加しよう」とあるのは「見積書の徴収に応じよう」と、「入札前」とあるのは「見積書の提出前」とそれぞれ読み替えるものとする。

第32条第1項中「5日以内に、契約書に」を「速やかに、契約書並びに」に改め、「添えて、」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項中「各1通」を「各1部」に改める。

第34条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項に後段として次のように加える。

契約の内容を変更するときも、同様とする。

第86条中「（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次条において同じ。）」を削る。

第105条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による提出等）

第105条の2 この規則の規定による契約書（市長が定める書類を含む。）その他市長が定める文書（以下この条において「契約書等」という。）の提出等については、契約書等が電磁的記録をもって作成されている場合には、市長の定める電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第36号

横浜市公有財産規則の一部を改正する規則

横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「環境創造局」を「みどり環境局、下水道河川局」に改める。

第8条の見出しを「（損害の報告）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「局長は」を「財務局長は」に、「を滅失し、又は毀損したときは、直ちに、」を「について滅失又は損傷のおそれがある場合は、局長に対し、当該局の所管に属する公有財産に関する」に、「を財務局長に通知しなければならない」を「について報告を求めることができる」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 財産の名称、所在、面積等の当該財産を特定するに足りる事項

第8条第2項第2号中「き損」を「損傷」に改め、同項第4号中「復旧見積」を「復旧費」に改め、同項第5号中「き損した」を「損傷した」に改め、同項を同条とする。

第14条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第162条」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第59条第2項」に改める。

第25条第1号中「口座名」を「名称」に改める。

第55条第1項中「、横浜市予算、決算及び金銭会計規則に定めるもののほか」を削り、同項中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、第1号の次に次の5号を加える。

(2) 横浜市公債証券額面金額

(3) 国債証券額面金額の9割以内

(4) 地方債証券額面金額の9割以内

(5) 日本銀行適格担保社債額面金額の9割以内

(6) 市長が適格と認める公社債証券適正な時価の9割以内

第55条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の担保のうち記名証券については、委任状及び売却承諾書を添付する等法律上本市がその所有権を取得できる手続を経た後でなければ、これを徴してはならない。

第64条の2第6項中「第10条第2号」を「第10条第1項第7号」に改める。

第85条第1項中「、その分類及び行政財産にあつてはその種類に従い」及び「第3号様式。」を削り、同条第2項中「台帳」を「情

報処理システム」に改め、同条第3項中「定める公有財産台帳作成基準により」を「別に定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 局長は、台帳に登録した財産に関する台帳附属資料（台帳に附属させておくものとして財政局長が別に定める図面その他の資料をいう。）を保管しておかなければならない。

第85条の2を削る。

第88条中「1,000円」を「1円」に改め、同条ただし書を削る。

別記様式目次中

「第1号様式（その1）	公有財産増減異動通知書（土地・口座）（第8条第1項）	」
第1号様式（その2）	公有財産増減異動通知書（土地・筆）（第8条第1項）	
第1号様式（その3）	公有財産増減異動通知書（土地・口座結合）（第8条第1項）	
第1号様式（その4）	公有財産増減異動通知書（土地・口座分割）（第8条第1項）	
第1号様式（その5）	公有財産増減異動通知書（土地・合分筆）（第8条第1項）	
第1号様式（その6）	公有財産増減異動通知書（建物）（第8条第1項）	」

を  
「第1号様式 削除」

に、  
「第3号様式 公有財産台帳（第85条第1項）」

を  
「第3号様式 削除」

に改める。  
第1号様式（その1）から第1号様式（その6）までを次のように改める。

第1号様式 削除  
第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第37号

区長委任規則の一部を改正する規則

区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2項中第6号を削り、第6号の2を第6号とする。

第7項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2項中第6号を削り、第6号の2を第6号とする改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第38号

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例  
施行規則（平成30年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改  
正する。

第3条第5号中「第66条第6項第2号イ」を「第66条第5項第2  
号イ」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（売上高の額等）

第4条の2 条例第2条第6号の売上高の額は、法人が定める事業  
年度が1年である場合にあっては当該事業年度の売上高の額とし  
、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超える場合にあって  
は当該事業年度の売上高の額に12を乗じてこれを当該事業年度の  
月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、  
これを切り捨てる。第3項第2号において同じ。）で除して得た  
額とする。

2 条例第2条第6号の規則で定める者は、財務諸表に表示する顧  
客との契約から生じる収益の額について、売上高に代えて売上収  
益等の額（次項において「売上収益等の額」という。）を表示し  
ている法人とする。

3 条例第2条第6号の規定により算定する売上高の額又はこれに  
相当する額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める額と  
する。

(1) 条例第3条第3項に規定する承継をした者 同項の規定によ  
りその地位が承継された者による同条第1項の規定により申請  
をした日に当該承継をした者が当該申請をしたものとみなして  
算定される売上高の額。ただし、当該承継をした者が、前項に  
掲げる者に該当する場合にあっては、当該売上高の額を売上収  
益等の額に置き換えて算定する額

(2) 条例第3条第1項の認定の申請をした前項に掲げる者 法人  
が定める事業年度が1年である場合にあっては当該事業年度の  
売上収益等の額、当該事業年度が1年未満の場合又は1年を超  
える場合にあっては当該事業年度の売上収益等の額に12を乗じ  
てこれを当該事業年度の月数で除して得た額

4 条例第2条第6号の規則で定める額は、100,000,000 円とする

。

第5条中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

第6条中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、「特定賃貸業務ビル又は」を削る。

第7条中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(先端技術工場)

第8条 条例第2条第11号の大企業者が設置する研究所を併設する工場で規則で定めるものは、当該研究所において行う研究開発の成果を反映する工場で、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 市長が定める機能を有すること。
- (2) 工場の用に供する部分と研究所の用に供する部分（以下「総対象部分」と総称する。）が物理的に区分され、かつ、次に掲げる部門及び従業者をいずれも有すること。  
ア 専ら商品等の生産を行う部門及びその専従者  
イ 専ら研究開発を行う部門及びその専従者
- (3) 総対象部分の床面積に対する当該工場又は当該研究所の用に供する部分の床面積の割合が、いずれも100分の10以上となること。

第9条 削除

第10条及び第11条を次のように改める。

(賃貸研究所及び改修型賃貸研究所の基準)

第10条 条例第2条第12号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の積載荷重（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第85条の積載荷重をいう。以下同じ。）が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。
- (2) 賃貸研究所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上において、床の上から直上の天井面までの高さ（当該施設を賃借する者（以下「賃借人」という。）が整備した部分別区分のうち床仕上及び天井仕上に係る部分を除く。以下同じ。）が3メートル以上であること。
- (3) 当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。
- (4) かごの幅、奥行及び天井の高さの合計が8メートル以上で、かつ、積載荷重が1平方メートルにつき19,620ニュートン以上の昇降機を備えること（当該施設に昇降機を要しないと市長が認める場合は、この限りでない。）。

(5) 研究所及び事業所として賃貸する場合は、研究所として賃貸する部分の床面積が研究所及び事業所として賃貸する部分の2分の1以上であること。

2 条例第2条第13号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該施設の床の積載荷重が1平方メートルにつき4,905ニュートン以上であること。

(2) 当該施設の床の上面から直上の天井面までの高さが3メートル以上であること。

(3) 当該施設を研究所の用に供するための設備で市長が定めるものを備え、又は当該設備を賃借人が設置できる構造を有すること。

( 企業立地等から除外する行為 )

第11条 条例第2条第17号アからカまで以外の部分の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を主たる業とし、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を業とする中小企業者又は大企業者が行う行為

(2) 国及び横浜市以外の地方公共団体の事業の用に供する施設の整備事業に伴い、中小企業者又は大企業者が家屋を整備する行為

第12条 第1項中「第2条第15号ア(ク)」を「第2条第17号ア(ケ)」に改め、「(特定賃貸業務ビル内にあるものを除く。)」を削り、同条第2項中「第2条第15号イ(ウ)及びウ(イ)」を「第2条第17号イ(イ)」に改め、「は、」の次に「同号ア(イ)、(キ)及び(ク)に規定する行為並びに」を加える。

第13条 第1項を削り、同条第2項中「第2条第15号オ」を「第2条第17号エ」に、「別表第9備考2(2)」を「別表第6備考2(2)」に、「次項」を「から第3項まで」に改め、「中枢部門」の次に「(鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域、内陸北部工業地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域(以下「工業地域等」と総称する。))にあつては、研究開発部門)」を加え、同項第4号中「(条例第2条第15号オに規定する地域(以下「対象地域」という。))を除く。)」を削り、同項第5号を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第15号カ」を「第2条第17号オ」に、「第5号」を「第4号」に改め、「中枢部門」の次に「(工業地域等にあつては、研究開発部門)」を加え、同項第4号中「(対象地域を除く。)」を削り、同項第5号を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 条例第2条第17号カの規定による本社等の設置は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる従業者の人数が30人以上50人未満の規模の本社等（当該基準売上高事業者の中核部門に属する従業者の人数が15人以上であるものに限る。）を設置するものとする。

(1) 申請日において市内に本社等を有しない場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）新たに設置する本社等の従業者の人数が30人以上50人未満

(2) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、判定期間において市内に本社等を設置していた場合新たに設置する本社等の従業者の人数から廃止本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

(3) 申請日において市内に本社等を有せず、かつ、判定期間において合併等により被承継法人の権利義務の全部又は一部を承継した場合新たに設置する本社等の従業者の人数から被承継法人本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

(4) 申請日において市内に本社等を有する場合新たに設置する本社等の従業者の人数から既存本社等従業者数を控除した人数が30人以上50人未満

第13条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第2条第15号ア(ク)」を「第2条第17号ア(ア)及び(ケ)並びにイ」に、「支援措置」を「条例の規定に基づく助成金の交付又は税の特例による支援（これに相当する支援を含む。以下この項において「支援措置」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「又は当該基準経常利益事業者」を「、当該基準経常利益事業者又は基準売上高事業者」に改め、同号を同項第3号とする。

第14条中「第2条第16号エ」を「第2条第18号エ」に改め、同条第1号中「土地又は」を削り、「土地等の取得費用」を「家屋の取得費用」に改め、同条第2号及び第3号中「土地等の取得費用」を「家屋の取得費用」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国の補助金、奨励金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるものの交付対象となる固定資産が、企業立地等事業計画により取得する固定資産と同一である場合における、当該補助金等の額

第15条に次の1項を加える。

2 前項の企業立地等事業計画書のうち賃貸することを目的とした施設における賃貸する床面積に係る事項については、提出の日か

ら起算して1年を経過する日又は条例第3条第1項の規定による認定を受ける日のいずれか早い日以降は、変更することができない。

第16条第4号中「又はこれに」を「若しくはこれに」に改め、「相当する額」の次に「又は同条第6号の規定により算定した売上高の額若しくはこれに相当する額」を加え、「同条第15号オ」を「同条第17号エ、オ」に改める。

第17条中「期間」を「期日」に改める。

第22条第1項第2号ただし書中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第24条第2項第1号ア中「又は」の次に「補助金等のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの若しくは」を加え、同号ウ中「とき」の次に「（耐用年数の経過により削除したものを除く。）」を加える。

第25条第1項中「第16条第3項第3号」を「第16条第4項第3号」に改め、同条第2項中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改める。

第31条を第32条とする。

第30条中「別表第2」の次に「及び別表第3」を加え、「研究所等」を「研究所又は工場（先端技術工場を除く。）」に改め、同条を第31条とする。

第29条の見出し中「製造業」を「製造業等」に改め、同条中「製造業で」を「製造業等で」に改め、「掲げる製造業」の次に「及び卸売業（製造問屋に限る。）」を加え、同条を第30条とする。

第28条に次の1項を加える。

2 条例別表第5の脱炭素化に関連する分野で規則で定めるものは、環境への負担の低減に関連する事業のうち、特に横浜市経済の持続的な成長発展に資するものとして市長が指定するものとする。

第28条を第29条とする。

第27条ただし書を削り、同条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（市民税の法人税割の特例に係る認定）

第26条 条例第16条第2項の規則で定める認定は、固定資産賃借企業立地等に係る事業に使用する電気に関する契約について、当該電気の10割が、同条第1項に規定する対象期間の全期間において、再生可能エネルギーにより得られる電気（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）第

90条の5第1号に規定する再生可能エネルギーにより得られる電気をいう。)であることの認定とする。

別表第1中「期間」を「期日」に、「日まで」を「日」に改める

。

別表第2中「(第28条)」を「(第29条)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第39号

横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則（昭和30年4月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。

第2条中「第90条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第3条中「保育費用を添えて、」を「より保育費用を」に改め、同条ただし書中「第90条第3項」を「第23条第3項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別記様式中「、第4条」を削り、同様式を別記様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式(その2) (第3条)

③ 受 入 済 通 知 書

口座番号	加入者名	横浜市会計管理署
名称		
納入		
(ご往還)金額を訂正した場合、この納付書では納付できません。		
金額	円	額取日付印
発行局課	取りまとめ係 発行局課 〒220-8501 横浜市西区南幸4-1-1 コンビニエンスストア	
整理年月日		

取納代行業者： (横浜市・コンビニ本部担当)

④ 原 符

口座番号	横浜市会計管理署
名称	
納入	
金額	円
日数	
金額	
発行局課	額取日付印

取納代行業者： (金融機関・コンビニ店種担当)

納 付 書

記載の金額を納入期限までに、専用の取扱金融機関等で納めてください。

名称	納入者	横浜市会計管理署
納入	記帳のとおり領収しました。 横浜市指定金融機関 横浜市収納代理店 金融機関 横浜駅前支店 山崎街内 取納・ゆうちょ銀行 横浜駅前支店 山崎街内 コンビニエンスストア	額取日付印
金額	円	発行局課

取納代行業者： (納付者担当) (取納印紙不要)

(縦10.2センチメートル、横34.5センチメートル)

(備考) 1 紙色は白とし、刷色は緑と赤の2色とする。(光学式読取装置用)

2 緑色の裏面には、取扱金融機関等について記載すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第40号

横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市地域療育センター条例施行規則の一部改正)

第1条 横浜市地域療育センター条例施行規則(昭和60年7月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定員)

第2条 地域療育センター(以下「センター」という。)における児童発達支援センターにおいて行う児童発達支援の定員は、センターごとに90人以内において市長が定める人数とする。

(横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則(昭和62年5月横浜市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

児童発達支援(難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。)	30人
児童発達支援(難聴児が利用する場合に限る。)	30人
医療型児童発達支援	40人

」

を

「

児童発達支援	100人以内において市長が定める人数
--------	--------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第41号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第114条第1項」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第40条第1項」に改める。

第18条の3中「、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第94条の規定にかかわらず」を削る。

付則第5項及び付則別表を削る。

付則第1号様式から第4号様式までを削る。

別表5の項中「、附則第7条第2項」を削る。

第5号様式表面中

「

生年月日		男・女
資格種別	1 一般被保険者 2 退職被保険者 3 2の被扶養者	

」

を

「

生年月日		男・女
------	--	-----

」

に改める。

第9号様式中

「

資格区分	一 般	1	④ 本人	2
	④ 扶養入院	3		
	日間	支払った標準負担額		円
	回			

」

を

「

支払った標準負担額	円
	日間
	回

に改める。

第10号様式中

資格区分	一般	1	<input checked="" type="radio"/> 本人	2	一部負担金の割合	0・1・2・3割
	<input checked="" type="radio"/> 扶養(入院)	3	<input checked="" type="radio"/> 扶養(外来)	4		

を

一部負担金の割合	0	・	1	・	2	・	3	割
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

第12号様式中

資格区分	一般	1	<input checked="" type="radio"/> 本人	2	傷病名及びその原因	
	<input checked="" type="radio"/> 扶養(入院)	3				
発病又は負傷年月日	年 月 日			移送経路	から まで	

を

傷病名及びその原因		発病又は負傷年月日	年 月 日
移送経路	から まで		

に改める。

第14号様式中

申請者個人番号	
対象者個人番号	
資格区分	一般・ <input checked="" type="radio"/> 本人・ <input checked="" type="radio"/> 被扶養者

を

申請者個人番号	
対象者個人番号	

に改め、同様式注意を削る。

第19号様式中

資格区分	一般	1	<input checked="" type="radio"/> 本人	2	傷病名	
	<input checked="" type="radio"/> 扶養	3				

を  
「

傷病名	
-----	--

に改める。

第20号様式表面中

受給者	氏名			
	生年月日		性別	男・女
	資格区分	一般・ <input checked="" type="radio"/> 本人・ <input checked="" type="radio"/> 被扶養者		
	現住所			

を  
「

受給者	氏名			
	生年月日		性別	男・女
	現住所			

に改め、同様式裏面中「9 「」は、退職被保険者の略です。」  
を削る。

第28号様式中

資格区分	一般・ <input checked="" type="radio"/> 本人・ <input checked="" type="radio"/> 被扶養者
氏名	

を

「

氏	名	
---	---	--

」

に改め、同様式注意を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第30号様式中

「

資格区分	一般・ <input type="radio"/> 本人・ <input type="radio"/> 被扶養者	
氏	名	

」

を

「

氏	名	
---	---	--

」

に改め、同様式注意を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第35号様式中

「

資格区分	一般・ <input type="radio"/> 本人・ <input type="radio"/> 扶養		
年	月	日生	※ 識別コード

」

を

「

※ 識別コード		
年月日生		

」

に改め、同様式注意を削り、同様式に備考として次のように加える。

( 備 考 )

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類（第5号様式、第20号様式及び第30号様式を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第42号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年3月横浜市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第38条の7第2項」の次に「、法第40条の5第1項」を加える。

第13条の見出し中「入院届」を「入院届等」に改め、同条中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第2項・第3項）の入院届及び記録（）」を「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録（）」に改め、「第17号様式）により」の次に「、同条第6項に規定する入院の期間の更新をした場合にあっては医療保護入院者の入院期間更新届（第17号様式の2）により」を加え、同条後段を削る。

第15条中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院届及び記録」に改める。

第17条中「措置入院者の定期病状報告書」を「、措置入院者の定期病状報告書」に改め、「、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書（第22号様式）により」を削る。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第7条)

年 月 日

措置入院決定のお知らせ

様

横浜市 長

1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、

- [ ①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態  
⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他( ) ]

にあり、ご自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、

- [ ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による措置入院  
② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第1項の規定による緊急措置入院 ]

が必要であると認めたので通知します。

2 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。

3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

5 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。

6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

7 あなたの入院中、もしあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

<input type="checkbox"/> 横浜市 電話	<input type="checkbox"/> 神奈川県 電話
<input type="checkbox"/> 川崎市 電話	<input type="checkbox"/> 相模原市 電話

8 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、横浜市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

横浜市	局	部	課	係
電話				

(A4)

第9号様式中「次の」を「下記の」に、「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

第16号様式第1面中「次の者を医療保護入院させました」を「下記の者が医療保護入院しました」に、「第33条第7項」を「第33条第9項」に、

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今回の 入院年月日	年 月 日
		入院形態	

」

を

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今回の 入院年月日	年 月 日
今回の医療保護入院の 入院期間	年 月 日まで	入院形態	

」

に改め、同様式第2面中

「

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名
------------------------	----

」

を

「

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名
選任された退院後生 活環境相談員の氏名	

」

に改める。

第17号様式第1面中「特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第2項・第3項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録」に、「次の者を特定医師による診察により医療保護入院させました」を「下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しました」に、「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同様式第2面中「場合の」を「場合は、その」に改める。

第17号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式の2 (第13条)

1

医療保護入院者の入院期間更新届

(届出先)

年 月 日

横浜市長

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	～ 年 月 日	本更新後の 入院期間	年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症	
	入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る病 状又は状態像の概 要)			
症状の経過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )			

(A4)

医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)		
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)		
本更新に係る診察の年月日	年 月 日	
更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名	
退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日( 年 月 日)	
今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名	(男・女) 続柄 生年月日 年 月 日生
		(男・女) 続柄 年 月 日生
	住所	都道府県 市区町村
		都道府県 市区町村
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長	
今回の更新に同意をした家族等(上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女) 続柄 生年月日 年 月 日生
		(男・女) 続柄 年 月 日生
	住所	都道府県 市区町村
		都道府県 市区町村
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長	
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした	
	家族等へ通知を発した日	年 月 日
	家族等に示した回答期限(回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)	年 月 日
	通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日(□面会 □電話 □その他( )) 年 月 日(□面会 □電話 □その他( ))	
審査会意見		
政令市の措置		

第18号様式中「次の」を「下記の」に、「訪問指導等」を「訪問支援等」に改める。

第19号様式中「次の者を応急入院させました」を「下記の者が応急入院しました」に、「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改める。

第20号様式第1面中「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院届及び記録」に、「次の者を特定医師による診察により応急入院させました」を「下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しました」に、「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改め、同様式第2面中「場合の」を「場合は、その」に改める。

第21号様式第1面中

「  
管理者名  
 」  
 を  
 「  
管理者名  
 下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。  
 」

に改め、同様式第2面中

「  

重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。)
------------------------------	---

 」  
 を  
 「

退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無(あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況
重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後起こるおそれある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。)

に、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

第22号様式を次のように改める。

第22号様式 削除

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第43号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部を改正する規則

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則（昭和39年3月横浜市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境創造局総務部経理経営課長、環境創造局下水道管路部下水道事務所長」を「下水道河川局総務部経理課長、下水道河川局下水道管路部下水道事務所長」に、「環境創造局下水道施設部各水再生センター長」を「下水道河川局下水道施設部各水再生センター長」に、「環境創造局下水道施設部各下水道センター長」を「下水道河川局下水道施設部各下水道センター長」に改める。

第4条の2第2項中「環境創造局下水道管路部管路保全課長」を「下水道河川局下水道管路部管路保全課長」に改める。

第5条第2項中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

第17条第1項中「環境創造局各課長」を「下水道河川局各課長」に改める。

第45条第1項各号を次のように改める。

- (1) 1件 1,600,000 円以下の物品の購入（報償費及び食糧費の支出に係るものを除く。）及び物品の製造の経費
- (2) 1件 1,000,000 円以下の物品の修繕の経費
- (3) 1件 800,000 円以下の物品の借入れの経費
- (4) 製造（物品の製造を除く。）の請負、運送、作業、調査その他の役務の提供を受けるもの並びに使用料及び賃借料の支出に係るもの（前号に該当するもの及び自動車借上料のうち市長が定めるものを除く。）のうちその予定金額が1件 1,000,000 円以下の経費

第17号様式の1中「横浜市環境創造局」を「横浜市下水道河川局」に改める。

第17号様式の2表面中「横浜市環境創造局」を「横浜市下水道河川局」に改め、同様式裏面中「環境創造局」を「下水道河川局」に改める。

第18号様式の1、第18号様式の2表面及び第18号様式の3中「横浜市環境創造局」を「横浜市下水道河川局」に改める。

第27号様式の1中「環境創造局」を「下水道河川局」に改める。

第37号様式の2中「14環境創造局」を削る。

## 附 則

## ( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## ( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第44号

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第43条中「環境創造局長及び道路局長」を「下水道河川局長」に改める。

別表中

「



」を「



」に、  
「



」を「



」に改める。

別記様式目次中「第33号様式 身分証明書（第41条）」を「第33号様式 削除」に改める。

第33号様式（その1）及び第33号様式（その2）を次のように改める。

第33号様式 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市下水道条例施行規則別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第45号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「搬入しようとする日の3日前」を「市長が定める日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物及び条例第26条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定める廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入しようとする者の条例第36条の規定による届出は、一般廃棄物等継続搬入届出書（第14号様式）により市長が定める日までに行わなければならない。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第3項中「第38条第3項」を「第38条第2項又は第4項」に、「記載する」を「記載し、又は報告する」に改める。

第46条第2項第2号ただし書中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第30号様式の1の」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第23条第1項の」に改める。

第12号様式備考中「4枚」を「3枚」に改める。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式(第18条第1項)

産業廃棄物搬入届出書

(届出先)  
横浜市長

年 月 日

届出者(排出者)

住所  
氏名

㊟

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 ( )

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業	人	万円
	3 工業・その他業種		

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

発 生 場 所	所在地						
	名 称						
担 当 者	氏 名				電 話	( )	
	種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)		ばら・袋・その他( )	t		台	
			ばら・袋・その他( )	t		台	
			ばら・袋・その他( )	t		台	
			ばら・袋・その他( )	t		台	
			ばら・袋・その他( )	t		台	
運 搬 者	収集運搬業者	所在地					
		名 称					
		電 話	( )	( )	( )		
	許可番号	第 号	第 号	第 号			
自己運搬	車両番号 及び		kg		kg	kg	
	車両重量		kg		kg	kg	
横浜市の 処理施設	所在地						
	名 称						
横浜市 指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	搬入番号	号					

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

(A4)

第14号様式備考を削る。

第15号様式から第17号様式までを次のように改める。

第15号様式から第17号様式まで 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第46号

横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

横浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則（昭和59年6月横浜市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。

第2条第2項中「局長（会計規則第2条第2号に定める局長をいう。以下同じ。）」を「市長又はその委任を受けた職員」に改める。

第3条第1項中「局長は、定期支出金の支出に関する事務の依頼をしようとするときは、定期支出金登録依頼書（第1号様式）に、当該経費の支出」を「市長又はその委任を受けた職員は、定期支出金に係る内容を財務会計システム（会計規則第2条第5号に規定する財務会計システムをいう。）に登録しようとするときは、定期支出金登録書に、当該定期支出金」に改め、同条第2項中「前項に規定する書類を審査し、当該経費」を「当該定期支出金」に、「該当するときには、定期支出金登録依頼書の内容を財務会計システムで扱う電磁的記録（横浜市情報セキュリティ管理規程（平成17年3月達第2号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。）に登録しなければ」を「該当するかどうかについて審査しなければ」に改める。

第5条第1項中「毎月初日に定期支出金に係る当該月」を「各月」に、「定期支出金調書（第2号様式）により局長」を「記載した一覧表（以下「一覧表」という。）を市長又はその委任を受けた職員」に改め、同条第2項中「局長は、前項の規定による定期支出金調書の送付」を「市長又はその委任を受けた職員は、前項の規定による一覧表の通知」に、「そこ」及び「当該定期支出金調書」を「一覧表」に、「局長は、主管課長にその部分を抹消させ、又は訂正させるとともに」を「市長又はその委任を受けた職員は」に、「第3条第1項」を「第3条」に、「の変更又は登録の取消しを会計管理者等に依頼しなければ」を「を変更し、又は登録を取り消さなければ」に改める。

第6条第1項中「局長」を「市長又はその委任を受けた職員」に、「定期支出金調書」を「一覧表」に、「定期支出金支出命令書（

第3号様式)の発行手続をしなければ」を「支出命令書を作成しなければ」に改め、同条第2項中「定期支出金支出命令書」を「支出命令書」に、「定期支出金調書」を「一覧表」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

2 令和5年度までの歳出予算に係る定期支出金の支出については、なお従前の例による。

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第47号

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則（令和元年12月横浜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号カ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号中テをトとし、クからツまでをケからテまでとし、キの次に次のように加える。

ク 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく認定申請に関する手数料

第8条の見出し中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」を「横浜市会計規則」に改め、同条第1項中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「会計規則」という。）第94条第1項及び第2項並びに第95条」を「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号。以下「会計規則」という。）第31条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第48号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度までの予算及び決算並びに会計事務については、なお従前の例による。

3 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により公金事務を行う者については、この規則による廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（以下「旧規則」という。）第82条（旧規則第100条第6項において準用する場合に限る。）、第94条第1項（旧規則第100条第3項の規定により準じて整理する場合に限る。）、第100条及び第145条の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。

横浜市公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第49号

横浜市公共料金等支出事務の特例に関する規則を廃止する規則

横浜市公共料金等支出事務の特例に関する規則（昭和57年8月横浜市規則第102号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度までの歳出予算に係る公共料金等の支出については、なお従前の例による。

達

達 第 32 号

庁 中 一 般

横 浜 市 係 設 置 規 程 等 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

( 横 浜 市 係 設 置 規 程 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 係 設 置 規 程 ( 昭 和 35 年 5 月 達 第 10 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 号 の 3 の 表 中

「

政 策 調 整 部	総 務 課	庶 務 係 、 調 整 係
-----------	-------	---------------

」

を

「

総 務 部	総 務 課	庶 務 係 、 調 整 係
-------	-------	---------------

」

に 改 め 、 同 条 第 4 号 の 表 中

「

生 活 福 祉 部	生 活 支 援 課	事 務 係 、 生 活 支 援 係
	ひ き こ も り 支 援 課	ひ き こ も り 支 援 係
	保 険 年 金 課	管 理 係 、 給 付 係 、 資 格 保 険 料 係 、 国 民 年 金 係
	医 療 援 助 課	福 祉 医 療 係 、 高 齢 者 医 療 係

」

を

「

生 活 福 祉 部	生 活 支 援 課	事 務 係 、 生 活 支 援 係
-----------	-----------	-------------------

	ひきこもり 支援課	ひきこもり 支援係
	保険年金課	管理係、給 付係、資格 保険料係、 国民年金係

に改め、同条第4号の2の表中

総務部	総務課	庶務係
	職員課	職員係、労 務係
医療政策部	医療政策課	企画係
地域医療部	地域医療課	地域医療係 、在宅医療 連携係
	救急・災害 医療課	救急・災害 医療係
	がん・疾病 対策課	がん対策推 進係、検診 企画係
健康安全部 保健所健康 安全部	生活衛生課	環境指導係 、生活衛生 係
	動物愛護セ ンター	運営企画係 、愛護推進 係
	食品衛生課	食品衛生係 、食品監視 係

を  
「

医療政策部	医療政策課	企画係
総務部	総務課	庶務係
	職員課	職員係、人 材確保・育 成係、労務 係

地域医療部	地域医療課	地域医療係、在宅医療連携係
	救急・災害医療課	救急・災害医療係
	がん・疾病対策課	がん・疾病対策係、検診企画係
健康安全部 保健所健康 安全部	健康安全課	企画調整係、予防接種係、健康危機管理係
	生活衛生課	環境指導係、生活衛生係
	動物愛護センター	運営企画係、愛護推進係
	食品衛生課	食品衛生係、食品監視係

」

に改め、同条第7号の表中

「

総務部	総務課	庶務係、職員係
企画部	都市計画課	調査係、地域計画係、都市施設計画係、指導係

」

を

「

企画部	都市計画課	調査係、地域計画係、都市施設計画係、指導係
-----	-------	-----------------------

総務部	総務課	庶務係、職員係
-----	-----	---------

」

に改める。

(横浜市事務決裁規程の一部改正)

第2条 横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室長」を削る。

第2条第7号中「、スタートアップ・イノベーション推進室長」を削る。

別表第1 4 人事に係る事項の表 課長専決事項の欄第7号中「現金分任出納員及び区現金分任出納員」の前に「審査分任出納員、区審査分任出納員、」を加え、同表課長専決事項の欄第9号中「物品出納員、」を削る。

別表第1 5 予算の編成及び執行に係る事項の表 市長決裁事項の欄第2号を削り、同表副市長専決事項の欄第1号を削り、同表副市長専決事項の欄第7号の2中「環境創造局」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局」に改め、同表局長専決事項の欄第2号中「欠損処分」の前に「不納」を加え、第13号の2中「環境創造局長」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局長、みどり環境局長、下水道河川局長」に、第15号から第17号中「予算配付」を「予算再配当」に改め、同表部長専決事項の欄第5号及び第9号の2中「環境創造局」を「脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局」に、第10号から第12号中「予算配付」を「予算再配当」に改め、同表課長専決事項の欄第1号中「同一項内の目の金額の流用、同一目内の節の金額の流用及び各節の説明の変更」を「同一項内の目の金額の流用及び同一目内の節の金額の流用」に、「予備費の補充」を「予備費の充当」に、「庶務担当課長」を「経理担当課長」に、「政策調整部」を「総務部」に改め、「、環境創造局にあっては総務部経理経営課長、港湾局にあっては総務部経理課長」を削り、同号の次に次の3号を加える。

(1)の2 歳出予算の配当に関すること(財政局財政部財政課長)。

(1)の3 歳出予算の再配当に関すること(経理担当課長(財政局にあっては総務部総務課長及びファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課長(公共事業用地費会計に係るものに限る)、経済局にあっては総務部総務課長及び中央卸売市場本場運営

調整課長 ) ) 。

(1) の 4 予算科目の新設に関すること ( 経理担当課長 ( 財政局  
にあっては総務部総務課長及びファシリティマネジメント推  
進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメ  
ント推進課長 ( 公共事業用地費会計に係るものに限る ) 、 経  
済局にあっては総務部総務課長及び中央卸売市場本場運営調  
整課長 ) ) 。

同表課長専決事項の欄第7号中、「環境創造局」を「脱炭素・  
GREEN × EXPO 推進局、みどり環境局、下水道河川局」に、第12号  
中「庶務担当課長」を「経理担当課長」に改め、「資源循環局に  
あっては総務部総務課長、」を削り、「政策調整部」を「総務部  
」に改め、「環境創造局にあっては総務部経理経営課長、港湾  
局にあっては総務部経理課長」を削る。

別表第1 6 財産に係る事項の表 課長専決事項の欄第8号  
中「庶務担当課長」を「経理担当課長」に改め、「( 環境創造局  
にあっては総務部経理経営課長、港湾局にあっては総務部経理課  
長 ) 」を削る。

別表第1 「8 出納に係る事項」を「8 出納その他財務に  
係る事項」に改める。

別表第1 8 出納その他財務に係る事項の表 局長専決事項  
の欄第2号中「歳入の徴収または収納の委託」を「指定納付受託  
者又は指定公金事務取扱者の指定並びに歳入の徴収又は収納の委  
託」に改め、同表課長専決事項の欄第1号中「振替収支の決定及  
び振替命令」を「振替命令及び更正命令」に、第3号中「戻入及  
び戻出の決定並びに戻入通知及び戻出命令」を「戻出命令、戻入  
の決定及び戻入の通知」に改め、第4号中「払出命令」の次に「  
、受入の決定及び受入の通知」を加え、第5号中「決定」の次に  
「並びにこれらの精算」を加え、第6号の次に次のように加える

。

(7) 適格請求書の交付に関すること。

( 横浜市行政専門職員に関する規程の一部改正 )

第3条 横浜市行政専門職員に関する規程 ( 平成元年12月達第32号  
 ) の一部を次のように改正する。

別表中「政策局」を「政策経営局」に、「政策部主任調査員」  
を「データ経営部主任調査員」に、「文化観光局」を「にぎわい  
スポーツ文化局」に改める。

( 市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補助執  
行に関する規程の一部改正 )

第4条 市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補  
助執行に関する規程 ( 昭和48年3月達第9号 ) の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）第5条」を「横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）第4条(3)」に改める。

（人事委員会事務局長等、監査事務局長等及び選挙管理委員会事務局長等に経理事務を補助執行させる規程の一部改正）

第5条 人事委員会事務局長等、監査事務局長等及び選挙管理委員会事務局長等に経理事務を補助執行させる規程（昭和32年5月達第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）」を「横浜市予算規則（令和6年3月横浜市規則第25号）、横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）」に改める。

第1条第2号中「横浜市物品規則（昭和31年3月横浜市規則第33号）」を「横浜市物品規則（令和6年3月横浜市規則第27号）」に改める。

（横浜市土木事務所規程の一部改正）

第6条 横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「環境創造局」を「下水道河川局」に改め、同条第44号中「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。

第4条中「環境創造局長」を「みどり環境局長、下水道河川局長」に改める。

第6条中「環境創造局長」を「下水道河川局長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市係設置規程による次表の左欄に掲げる係に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の施行の日において、それぞれ第1条の規定による改正後の横浜市係設置規程による同表の右欄に掲げる係の係長に補せられ、又はこれらの係に勤務を命ぜられたものとする。

局室部課等				係	局室部課等				係
健康福祉局		生活福祉部	医療援助課	福祉医療係 高齢者医療係	健康福祉局		生活福祉部	医療援助課	
医療局		地域医	がん・	がん対	医療局		地域医	がん・	がん・

		療部	疾病対 策課	策推進 係			療部	疾病対 策課	疾病対 策係
--	--	----	-----------	----------	--	--	----	-----------	-----------

3 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

そ の 他

係事務分担の一部改正

横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

第1号の2 財政部の項 財政課の部 財政調査係の分担事務5を分担事務6とし、分担事務4の次に次のように加える。

5 事業評価に関すること。

第3号中「政策調整部」を「総務部」に改め、同号中央卸売市場本場の項 運営調整課の部 運営係の分担事務5中「（調定を除く。）」を削り、分担事務7中「取締り」を「管理」に改め、分担事務8中「財政局管財部管財課」を「財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課」に改め、同部中調整係の分担事務3を削り、分担事務4から分担事務8までを1ずつ繰り上げ、同号中央卸売市場食肉市場の項 運営課の部 運営係の分担事務5中「（調定を除く。）」を削り、同部中業務係の分担事務2を削り、分担事務3から分担事務9までを1ずつ繰り上げる。

第4号こども福祉保健部の項 こどもの権利擁護課の部 児童虐待・DV対策係の分担事務3中「政策局男女共同参画推進課」を「政策経営局男女共同参画推進課」に改める。

第5号生活福祉部の項 医療援助課の部 及び衛生研究所の項を削る。

第5号の2中  
「

総務部 総務課	庶務係	1 局内の文書、予算及び決算に関すること。 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。 3 医療、保健及び衛生に係る褒賞及び表彰に関すること。 4 局の危機管理に関すること。 5 局内の財産管理に関すること。 6 他の部及び課の主管に属しないこと。
同 職員課	職員係	1 局所属職員等の人事に関すること。

医 療 政 策 部 医 療 政 策 課	労 務 係	2	局 所 属 職 員 等 の 研 修 、 育 成 等 に 関 する こと。
		3	局 内 の 組 織 に 関 する こと。
		1	局 所 属 職 員 の 給 与 そ の 他 の 勤 務 条 件 そ の 他 労 務 に 関 する こと。
	企 画 係	2	局 所 属 職 員 の 福 利 厚 生 及 び 衛 生 管 理 に 関 する こと。
		1	医 療 、 保 健 及 び 衛 生 に 係 る 施 策 の 企 画 及 び 総 合 調 整 に 関 する こと。
		2	医 療 デ ー タ 等 の 活 用 に 関 する こと。
地 域 医 療 部 地 域 医 療 課	地 域 医 療 係	3	福 祉 保 健 セ ン タ ー に お け る 医 療 、 保 健 及 び 衛 生 に 係 る 事 務 の 総 合 調 整 に 関 する こと。
		1	地 域 医 療 に 係 る 施 策 の 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 する こと。
		2	医 療 団 体 に 関 する こと ( 健 康 福 祉 局 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く ) 。
	在 宅 医 療 連 携	3	横 浜 市 病 院 事 業 が 経 営 す る 病 院 、 公 立 大 学 法 人 横 浜 市 立 大 学 に 附 属 す る 病 院 及 び 地 域 中 核 病 院 と の 医 療 等 に 係 る 調 整 に 関 する こと ( 政 策 局 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く ) 。
		4	医 療 人 材 の 育 成 及 び 確 保 に 関 す る こと ( 他 の 部 、 課 及 び 係 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く ) 。
		5	医 療 法 ( 昭 和 23 年 法 律 第 205 号 ) に 規 定 す る 地 域 医 療 構 想 に 関 す る こと。
	6	部 内 他 の 課 の 主 管 に 属 し な い こと。	
	1	在 宅 医 療 連 携 推 進 事 業 の 推 進 に 関 する こと。	

	係	
--	---	--

」

を、  
「

医療政策部 医療政策課	企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、保健及び衛生に係る施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 医療データ等の活用に関すること。</li> <li>3 福祉保健センターにおける医療、保健及び衛生に係る事務の総合調整に関すること。</li> </ol>
総務部 総務課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局内の文書、予算及び決算に関すること。</li> <li>2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。</li> <li>3 医療、保健及び衛生に係る褒賞及び表彰に関すること。</li> <li>4 局の危機管理に関すること。</li> <li>5 局内の財産管理に関すること。</li> <li>6 他の部及び課の主管に属しないこと。</li> </ol>
同 職員課	職員係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局所属職員等の人事に関すること（行政医師等の確保に関することを除く。）。</li> <li>2 局内の組織に関すること。</li> </ol>
	人材確保・育成係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政医師等の確保に関すること。</li> <li>2 局所属職員等の研修、育成等に関すること。</li> </ol>
	労務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。</li> <li>2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。</li> </ol>
地域医療部		

地域医療課	地域医療係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>2 医療団体に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く）。</li> <li>3 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学に附属する病院及び地域中核病院との医療等に係る調整に関すること（総務局の主管に属するものを除く）。</li> <li>4 医療人材の育成及び確保に関すること（他の部、課及び係の主管に属するものを除く）。</li> <li>5 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する地域医療構想に関すること。</li> <li>6 部内他の課の主管に属しないこと。</li> </ol>
-------	-------	---

」

に、  
「

同 がん・ 疾病対 策課	がん対 策推進 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん対策の推進及び総合調整に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く）。</li> <li>2 疾病対策に係る事業の企画及び実施に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く）。</li> </ol>
-----------------------	-----------------	---

」

を、  
「

同 がん・ 疾病対 策課	がん・ 疾病対 策係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん対策の推進及び総合調整に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く）。</li> <li>2 疾病対策に係る事業の企画及び実施に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く）。</li> </ol>
-----------------------	------------------	---

) 。

」

に、

「

健 康 安 全 部 生 活 衛 生 課	環 境 指 導 係	1 墓 地、埋 葬 等 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 23 年 法 律 第 48 号 ) に 基 づ く 経 営 の 許 可 等 に 関 す る こ と。 2 横 浜 市 墓 地 等 設 置 財 務 状 況 審 査 会 に 関 す る こ と。 3 環 境 衛 生 関 係 団 体 に 関 す る こ と 。 4 そ の 他 生 活 衛 生 に 関 す る こ と ( 保 健 所 事 務 分 掌 規 則 第 3 条 生 活 衛 生 課 の 項 及 び 同 規 則 第 4 条 生 活 衛 生 課 の 項 第 1 号 か ら 第 8 号 ま で に 掲 げ る 事 務 を 除 く。 ) 。
------------------------------	--------------	---

」

を、

「

健 康 安 全 部 健 康 安 全 課	企 画 調 整 係          予 防 接 種 係   健 康 危 機 管 理 係	1 健 康 安 全 に 係 る 施 策 の 企 画、調 整 及 び 推 進 に 関 す る こ と。 2 衛 生 に 係 る 統 計 及 び 人 口 動 態 統 計 に 関 す る こ と ( 保 健 所 事 務 分 掌 規 則 第 4 条 福 祉 保 健 課 の 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 掲 げ る 事 務 を 除 く。 ) 。 3 部 内 他 の 課 の 主 管 に 属 し な い こ と。 1 予 防 接 種 に 関 す る こ と。 2 横 浜 市 予 防 接 種 事 故 対 策 調 査 会 に 関 す る こ と。 1 感 染 症 の 予 防、医 療、発 生 動 向 の 調 査 等 に 関 す る こ と ( 保 健 所 事 務 分 掌 規 則 第 3 条 健 康 安 全 課 の 項 第 1 号 か ら 第 4 号 ま で 並 び に 第 4 条 福 祉 保 健 課 の 項 第 3 号 及 び 第 4
------------------------------	---	--

<p>同 生活衛 生課</p>	<p>環境指 導係</p>	<p>号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。 ) 。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関する事。</li> <li>2 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関する事。</li> <li>3 環境衛生関係団体に関する事。</li> <li>4 その他生活衛生に関する事（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び同規則第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。 ) 。</li> </ol>
-------------------------	-------------------	---

」

に改める。

第6号事業系廃棄物対策部の項事業系廃棄物対策課の部中処理施設指導係の分担事務3中「環境創造局下水道管路部管路保全課」を「下水道河川局下水道管路部管路保全課」に改め、同号適正処理計画部の項旭工場の部中施設係の分担事務7を削る。

第7号中

「

<p>総務部 総務課</p>	<p>庶務係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局内の文書に関する事。</li> <li>2 局内の事務事業の連絡調整に関する事。</li> <li>3 局内の予算及び決算に関する事。</li> <li>4 局内の予算執行の調整に関する事。</li> <li>5 局内の物品の出納保管に関する事。</li> <li>6 局内の災害対策に係る調整に関する事。</li> <li>7 他の部、課、係の主管に属しない事。</li> </ol>
	<p>職員係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局内の人事及び組織に関する事。</li> <li>2 局所属職員の勤務条件及び給与</li> </ol>

企 画 部  
都 市 計  
画 課

調 査 係

- に 関 す る こ と 。
- 3 局 所 属 職 員 の 福 利 厚 生 に 関 す る  
こ と 。
- 4 局 所 属 職 員 の 衛 生 管 理 に 関 す る  
こ と 。
- 5 局 所 属 職 員 の 研 修 計 画 及 び 実 施  
に 関 す る こ と 。
- 6 そ の 他 局 所 属 職 員 の 労 務 に 関 す  
る こ と 。

地 域 計  
画 係

- 1 都 市 計 画 の 決 定 手 続 及 び 都 市 計  
画 事 業 の 認 可 手 続 に 関 す る こ と 。
- 2 都 市 計 画 に 係 る 調 査 及 び 広 報 に  
関 す る こ と 。
- 3 都 市 計 画 法 第 55 条 に 基 づ く 事 業  
予 定 地 の 指 定 に 関 す る こ と 。
- 4 都 市 計 画 に 係 る 図 書 の 縦 覧 に 関  
す る こ と ( 指 導 係 の 主 管 に 属 す  
る も の を 除 く 。 ) 。
- 5 横 浜 市 都 市 計 画 審 議 会 に 関 す  
る こ と 。
- 6 土 地 収 用 法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 21  
9 号 ) 第 18 条 第 2 項 第 4 号 及 び 第  
5 号 の 意 見 書 に 関 す る こ と 。
- 7 航 空 写 真 の 複 製 の 承 認 に 関 す  
る こ と 。
- 8 他 の 係 の 主 管 に 属 し な い こ と 。
- 1 区 域 区 分 、 地 域 地 区 及 び 促 進 区  
域 に 係 る 調 整 及 び 指 定 に 関 す る こ  
と 。
- 2 都 市 施 設 計 画 の 調 整 の う ち 、 土  
地 利 用 計 画 に 関 す る こ と 。
- 3 都 市 計 画 事 業 の 調 整 の う ち 、 土  
地 利 用 計 画 に 関 す る こ と 。
- 4 都 市 計 画 法 に 基 づ く 開 発 行 為 に  
伴 う 土 地 利 用 計 画 の 調 整 に 関 す  
る こ と 。
- 5 都 市 計 画 法 の 規 定 に 基 づ く 基 礎  
調 査 に 関 す る こ と 。
- 6 地 形 図 等 の 作 成 及 び 管 理 に 関 す

都市施設 係	都市施設計画	ること。
		1 都市施設計画の調整に関する こと（土地利用計画に係るものを除く。）。
		2 都市計画事業の調整に関する こと（土地利用計画に係るものを除く。）。
指導係	都市計画	3 都市計画法に基づく開発行為に 伴う都市計画施設の調整に関する こと。
		1 都市計画施設の区域内における 建築の許可及び指導に関する こと。
		2 都市計画事業（市街地開発事業 を除く。）地内における建築行為 等の制限に関する こと。
		3 都市計画に係る決定事項の図書 の縦覧及び証明に関する こと。
		4 首都圏整備法（昭和31年法律第 83号）に基づく既成市街地に 係る証明に関する こと。

」

を、  
「

企画部 都市計 画課	調査係	1 都市計画の決定手続及び都市計 画事業の認可手続に関する こと。
		2 都市計画に係る調査及び広報に 関する こと。
		3 都市計画法第55条に基づく事業 予定地の指定に関する こと。
		4 都市計画に係る図書の縦覧に関 する こと（指導係の主管に属する ものを除く。）。
		5 横浜市都市計画審議会に関する こと。
		6 土地収用法（昭和26年法律第21 9号）第18条第2項第4号及び第 5号の意見書に関する こと。
		7 航空写真の複製の承認に関する こと。

総務部 総務課	地域計画係	こと。
		8 他の係の主管に属しないこと。
		1 区域区分、地域地区及び促進区域に係る調整及び指定に関すること。
		2 都市施設計画の調整のうち、土地利用計画に関すること。
		3 都市計画事業の調整のうち、土地利用計画に関すること。
		4 都市計画法に基づく開発行為に伴う土地利用計画の調整に関すること。
	都市施設計画係	5 都市計画法の規定に基づく基礎調査に関すること。
		6 地形図等の作成及び管理に関すること。
		1 都市施設計画の調整に関すること（土地利用計画に係るものを除く。）。
	指導係	2 都市計画事業の調整に関すること（土地利用計画に係るものを除く。）。
		3 都市計画法に基づく開発行為に伴う都市計画施設の調整に関すること。
		1 都市計画施設の区域内における建築の許可及び指導に関すること。
		2 都市計画事業（市街地開発事業を除く。）地内における建築行為等の制限に関すること。
	庶務係	3 都市計画に係る決定事項の図書の縦覧及び証明に関すること。
		4 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づく既成市街地に係る証明に関すること。
1 局内の文書に関すること。		
2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。		

	職 員 係	<p>3 局内の予算及び決算に関する こと。</p> <p>4 局内の予算執行の調整に関する こと。</p> <p>5 局内の物品の出納保管に関する こと。</p> <p>6 局内の災害対策に係る調整に関 すること。</p> <p>7 他の部、課、係の主管に属しな いこと。</p> <p>1 局内の人事及び組織に関するこ と。</p> <p>2 局所属職員の勤務条件及び給与 に関すること。</p> <p>3 局所属職員の福利厚生に関する こと。</p> <p>4 局所属職員の衛生管理に関する こと。</p> <p>5 局所属職員の研修計画及び実施 に関すること。</p> <p>6 その他局所属職員の労務に関す ること。</p>
--	-------	---

」

に改める。

## 区役所係事務分担の一部改正

横浜市區役所係設置規程（平成22年3月達第22号）の規定に基づき、係の分担事務を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

第1号の表土木事務所の項管理係の分担事務12中「環境創造局又は道路局」を「下水道河川局」に改め、同係の分担事務14中「環境創造局」を「下水道河川局」に改め、同係の分担事務35中「環境創造局」を「みどり環境局」に改め、同表同項下水道・公園係の分担事務1中「環境創造局又は道路局」を「下水道河川局」に改め、同係の分担事務3中「環境創造局」を「下水道河川局」に改め、同係の分担事務21中「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。

総 人 第 1802 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

局 区 統 括 本 部 長 各 位

副 市 長

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て の 一 部 改 正 に つ  
い て ( 依 命 通 達 )

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て ( 昭 和 47 年 8 月 28 日 総 文  
第 22 号 助 役 依 命 通 達 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 6 年 4 月 1  
日 から 施 行 す る 。

第 2 4 人 事 に 係 る 事 項 の 項 第 2 号 中 「 削 除 」 を 「 局 長 (2) に お  
け る 「 法 令 の 規 定 に よ り 特 別 の 資 格 ま た は 職 名 を 必 要 と す る 者 」 の  
う ち 物 品 出 納 員 の 任 免 に は 、 会 計 管 理 者 と の 協 議 を 含 む も の で あ る  
こ と 。 」 に 改 め る 。

ま た 、 同 項 第 10 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(10) 削 除

第 2 5 予 算 の 編 成 及 び 執 行 に 係 る 事 項 の 項 第 1 号 を 次 の よ う  
に 改 め る 。

(1) 削 除

同 項 第 2 号 「 「 歳 出 予 算 の 各 項 の 間 の 金 額 の 流 用 及 び 同 一 項 内 の  
目 の 金 額 の 流 用 並 び に 予 備 費 の 補 充 」 を 「 予 備 費 の 充 当 」 に 、 「 会  
計 規 則 第 37 条 」 を 「 横 浜 市 予 算 規 則 ( 令 和 6 年 3 月 規 則 第 25 号 、 以  
下 「 予 算 規 則 」 と い う 。 ) 第 17 条 」 に 改 め 、 「 ま た 、 課 長 (1) に お け  
る 「 同 一 目 内 の 節 の 金 額 の 流 用 及 び 各 節 の 説 明 の 変 更 」 は 、 会 計 規  
則 第 37 条 第 4 項 及 び 第 38 条 の 規 定 に よ り 、 財 政 局 長 へ の 合 議 を 行 う  
こ と な く 、 各 局 の 庶 務 担 当 課 長 ( 財 政 局 に あ っ て は 総 務 部 総 務 課 長  
及 び フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 室 フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推  
進 部 フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 課 長 ( 公 共 事 業 用 地 費 会 計 に 係  
る も の に 限 る 。 ) 、 経 済 局 に あ っ て は 政 策 調 整 部 総 務 課 長 及 び 中 央  
卸 売 市 場 本 場 運 営 調 整 課 長 、 環 境 創 造 局 に あ っ て は 総 務 部 経 理 経 営  
課 長 、 港 湾 局 に あ っ て は 総 務 部 経 理 課 長 ) 限 り で 決 裁 で き る こ と 。  
た だ し 、 食 糧 費 、 旅 費 、 自 動 車 借 上 料 及 び 庁 用 備 品 費 へ の 流 用 に つ  
い て は 、 当 分 の 間 財 政 局 財 政 部 財 政 課 長 へ 合 議 を す る こ と 。 」 を 「  
ま た 、 課 長 (1) の 4 に お け る 「 予 算 科 目 の 新 設 」 に は 、 予 算 規 則 第 16  
条 の 規 定 に よ る 各 局 の 財 政 局 長 に 対 す る こ れ ら の 要 求 の 決 裁 及 び こ  
れ ら の 要 求 を 受 け た 財 政 局 財 政 部 財 政 課 長 の 決 裁 の 両 者 を 含 む こ と  
。 」 に 改 め る 。

同 項 第 3 号 中 「 欠 損 処 分 」 の 前 に 「 不 納 」 を 加 え 、 「 、 そ の 手 続  
は 、 会 計 規 則 第 29 条 の 規 定 に よ り 、 財 政 局 長 に 合 議 を す る こ と と な  
っ て い る の で 、 留 意 す る こ と 。 ま た 」 を 削 る 。

同 項 第 6 号 中 「 会 計 規 則 第 35 条 第 2 項 第 2 号 及 び 第 4 号 」 を 「 予

算規則第18条第2項」に、同項第11号中「会計規則第35条」を「予算規則第18条第2項」に、同項第11号の2中「予算配付」を「予算再配当」に、「会計規則第33条第2項の規定に基づいて局長から区長へ歳出予算を配付する際に、予算を配付」を「歳出予算の再配当は通常、課長の専決であるが、予算規則第14条第2項の規定に基づいて局長から区長へ歳出予算を再配当する際に、予算を再配当」に改める。

第2 6 財産に係る事項の項第2号中「欠損処分」の前に「不納」を加え、第8号を次のように改める。

(8) 削除

第2 「8 出納に係る事項」を「8 出納その他財務に係る事項」に改める

第2 8 出納その他財務に係る事項第1号中「金銭会計規則第54条」を、「横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）第9条」に、「の審査できる」を「が支出負担行為の確認を行う」に改め、第1号の次に次のように加える。

(2) 課長(7)適格請求書が契約書その他の様式を兼ねている場合は、当該契約書その他の様式の専決権者の決裁を受けること。

温暖化対策統括本部の担当部長及び担当課長の専決権に  
ついての廃止

温暖化対策統括本部の担当部長及び担当課長の専決権について（  
平成23年3月31日）を、令和6年3月31日限り廃止する。